

平成 26 年第 6 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 26 年 12 月 10 日（水）
 招集の場所 玉城町議会議場
 開 議 平成 26 年 12 月 11 日（木）（午前 9 時 00 分）
 出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則
 欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副町長 小林 一雄 教育長 山口 典郎
 総務課長 林 裕紀 会計管理者 前田 浩三 税務住民課長 北岡 明
 生活福祉課長 中村 元紀 上下水道課長 東 博明 産業振興課長 田間 宏紀
 建設課長 中西 豊 教育事務局長 中西 元 病院老健事務局長 田村 優
 総務課長補佐 見並 智俊 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司 教育委員長 上村 直義

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 藤井 亮太

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
北川 雅紀 P2～P17	1. 多面的支払機能交付金について 2. 土曜日授業と全国学力テストについて
北 守 P17～P30	1. 地産・地消の推進と玉城産米の消費拡大について
中西 友子 P30～P41	1. 子ども子育て三法について 2. 介護保険について 3. 学童保育の充実について
奥川 直人 P41～P58	1. 太陽光発電用地の土地の評価に関する内規について 2. 過去の質問に対して、その後どうなった。
中瀬 信之 P58～P73	1. 米の消費拡大と食育について 2. 予防接種率や健康検診率の向上対策について

開会の宣告

○議長（風口 尚）

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第6回玉城町議会定例会第2日目の会議を開会いたします。

本日の定例議会に、1番 中西友子議員から会議規第2条によって欠席届けが提出されておりますので、ご報告いたします。来ましたか。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 中西 友子さん 2番 北 守君

の2名を指名いたします。

一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

まず最初に、4番 北川雅紀君の質問を許します。

4番 北川雅紀君。

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。今日は、二つのテーマがありまして、一つ目は、一般的には、農地・水とか保全とか言われている集落の環境を集落で守っていくという機能について。もう一つは土曜日授業と全国学力テストについて、その二つを今日は質問させていただきます。

それで一つ目なんですけど、正式な名前がいいと多面的機能支払交付金という名前に、最近変わって、昔から農地・水・環境保全向上対策、農地・水・管理支払というような変遷を経て、今、玉城町にある集落で、それぞれ取り組んでいるところ、取り組んでないところがあって、頑張っているんですけど、その目的といいますか、それは勿論、集落を守っていくための農業を守っていくため、守るといいますか、強くしていくためとか、そういう未来に向けて発展していくためにやっている活動です。

なので、その活動自体が、中角は、中角であれば過去からずっとやっていて、今もやっていますし、ほかの地区でも今年はじめた地区や、去年はじめたところとか、いろいろ差はあると思うんですが、なんか玉城町は農業が基幹産業と言われていまして、そういうのを定期的に確かめていく必要があるかなと思っていて、今回、質問させていただきます。

まず最初の質問なんですけど、この制度、今年度が変わって、説明会とか、私も中角区の農事でしたので、いろいろなところに行って話を聞きました。難しくて、今年度

から変わるので、一般の方々、各集落で勉強したり、懇談したりということはあったと思いますが、今のこの制度に対する町長の考え、これがどう玉城町で担っていくのかということ、を、まず質問します。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から多面的機能支払交付金についての質問をいただきました。具体的な、まずは私からということですが、今の質問の中にもございましたように、この旧来は、農地・水・環境保全という名称でございました。農水省が平成19年からスタートした制度でございまして、三重県でいち早く玉城町が着手し、現在、三重県トップの取組率でございます。大変に集落機能、今の厳しい農業、農村の状況がありますけれども、その機能を維持するために果たす役割は、非常に大きいなど、こんなふうに思っています。早く導入してきて良かったなと思っています。

特に近く富岡区の取り組みも、県で表彰されるという運びになってございますし、先般のご出席をいただいた方も多いですが、玉城フェアの中でも、町内の取り組みのポスター会場を設定をしていただいたということもあって、大変各地区が熱心に取り組みをしていただいております。心から感謝を申し上げたいと思っています。

また、このことが玉城町の良さであります自治区のコミュニティー、つながり、共助、そうしたことを、今この町の中でも社会の中でも、一番大事にしていかなければならぬ、そういうことにも大いに波及をしておると思っておりまして、これからも力を入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 具体的に、次の話としては、詳細な数字をまず聞かせていただいているのですか。その取組団体数、また農林水産省の事業とはいえ、町のお金が入る仕組みになっていますので、その額、そして対象面積、そして、今、町長がおっしゃっていただいた県下でトップの数ということですが、その変遷といいますか、推移というものがわかればお願いします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの件でございます。玉城町のこれまでの状況、取組団体数、町の負担額等々をご説明させていただきたいと思っております。

まずこの事業につきましては、平成19年度から23年度までの、まず5カ年間、農地・水・環境保全向上対策として、第1期がスタートしております。これが5年間ということになっております。それから、平成24年度から平成25年度までが、農地・水・保全管理支払交付金事業ということで、スタートいたしております。26年度は、先ほどもお話がございましたように、若干、名称とそれから事業の組替がございまして、多面的機能支払交付金ということで、スタートをいたしております。24年度からいったん5カ年

ということで、各活動組織は町と協定を結んでいただいております。

まず第1期の取組団体数、活動組織でございますが、スタートの段階は12組織でございました。全部で集落が14集落ございまして、当時の町の負担額は、年度により若干の差異はありますが、約500万円程度でございます。この交付金につきましては、2分の1が、国が負担をいたしまして、あとの4分の1は三重県、また、あとの4分の1につきましては、町で負担することになっております。その時の対象面積につきましては、500ha前後でございました。

第2期の24年度のスタート時につきましては、12組織に、新たに5つの組織が加わりまして、17組織となりました。町の負担額は900万円程度でございました。対象面積は約1,035haです。25年度につきましては、更に2つの組織が加わりまして、19組織となりまして、町の負担額は約1,000万円、対象面積は1,124haということになっております。

以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 平成19年度から始まって、12の団体、17、19と増えてきた中で、これはどう見ているのか、多いのか、それとも全地区に、町としてはあって欲しいのかという、その目標としては何かありますか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの件でございますが、まだ全集落に、農地・水の活動が取り組まれておるわけではございません。まだ複数の集落が残っておりますので、町としては全農業集落で取り組みをいただきたいと、このように考えておりますので、今後また未加入の組織もございまして、いろんなイベントで、活動組織の紹介、また区長会での加入促進等々を進めていきたいと、このように考えています。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 19の団体ということで、広いエリアで集落が複数になってやっているとところもあるかと思っておりますので、残り何集落が残っていて、更に、その集落はどのような理由で始めてないということになっているのか、わかりましたらお願いします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 19組織ということで、今、お尋ねをいただいておりますが、これは25年度までの状況でございまして、26年度につきましては、新たに1組織が増えまして、20組織ということになりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。残りの農業集落につきましては、5集落がまだ取り組みがされていないということで、年度の頭におきまして、こういった未加入の集落のところを、お声がけをさせていただきました。1集落、一階部分ということで、農地維持支払の草刈りとか、そういった出合いについての非農家の方も含まなくていいような取り組

みやすい事業について、1集落が取り組んでいただきましたが、まだ5つの集落が加入されておりません。やはり集落によって、いろんな事情がございまして、共同活動が既になされていない集落、それから、農家さんの数がやはり少ない、非農家のほうが多いということで、そういったところで加入について、まだ検討されているというところがございます。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 共同活動がされていない、農家が少ないという話を、その集落の方が話しているということですが、すごくわかりますね。それはどうしようもないことのように思いますが、何か全国で、そういった課題をこういう制度で克服しているとか、そういう例はあるんですか。そういう農家が少ないって、根本的なことだと思うんですが、そういったのに対する政策というのは、何かあるんでしょうか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） この件につきましては、まだ全国的に、こういう事例が出ているという紹介がございませんので、また県、それから協議会を通じまして、こういった事例を探させていただいて、更なる加入促進に進めていきたいと、このように考えております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 今の話の流れですが、これは国がつくった制度に則った仕組みだということですが、そこに玉城町独自の制度を入れていったりすると、更にこれが栄えたり、やっていないところが、また手を出していただけるような状況ができるかと思うんです。それで、今年大きく変わって、長寿命化というのが、今まで一層目の軽微な事業、そして2層目のちょっと職人的な事業、そしてその3層目の専門の人しかほとんどやれないような事業というのが、今年、3層目でできて、それぞれの事業を取り組めば、それなりの配分があるというふうに変わってきたんですけども、その新たなものに対する取組状況というのは、どうですか。20組織とありましたが、長寿命化に取り組んだのは、どれだけの組織がありますか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの3階部分ということですが、まずは1階部分、農地一時払い、これは農業者だけで取り組まれるという部分でございますが、これが1組織ございます。これが新たに、26年度にご加入をしていただいた組織でございます。2階の農地維持支払と、それから資源公助につきましては、従前の24年度から取り組んでいただいている19組織が、そのままスライドしていただきまして加入をしていただいております。3階部分の資源向上支払につきましては、現在2組織で取り組んでおられます。これにつきましても、既に活動は行っておられます。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番(北川 雅紀) その3階部分を取り組んでいるのが2組織ということですが、これはいろいろ集落で話されたり、実際に担ってくれる人がいないとできないという取り組みだと思んですが、これをほかの集落も取り組むようになれば、行政としてもいろいろな水路の補修とか、道路をアスファルトにするとか、そういった部分も国の補助金を活用してやれるので、行政としてもありがたいですし、勿論、それを日々活用する住民にとっても、ありがたいということなので、良いことだと思うんですが、その2組織というのに止まっている理由と、その2組織はどういったことが優れている、もしくはやる気がある、人材がいるからは、これに取り組んでいるんですか。これを広めていくことが、玉城町としては有意義なことだと思うんですが、どうですか。

○議長(風口 尚) 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長(中世古憲司) お尋ねの2組織につきましては、もう既に平成23年度から取り組まれているところでございます。やはり施設の傷みというのがあり、非常に激しいところもございまして、こういったところで自主的にやろうという集落の中の気運が上がってきたということで、取り組まれております。これについて、やはりそういった技術を持っている方が、集落の中におみえになりまして、こういう活動をしていただいておりますということになります。やはり3階部分というのは、なかなか工事完了していただいた、そういった事務的に煩雑になるということもございまして、やはり当初から2組織ということで止まっておるという状況でございます。以上です。

○議長(風口 尚) 4番 北川雅紀君。

○4番(北川 雅紀) やはり技術が要ることですね。これはアスファルトにするとか、コンクリートのひび割れているところを塗って直したりというのは、専門的な技術が要るので、そういった職業についている方が、その集落にいないと取り組むのが難しいという状況があるので、今のこの状況になっているのかなと思います。

それで、数分前にお話したんですが、この制度を、国から来た丸々でやっていると、そういった状況も解決できないと思いますし、これ以上の発展はないかなと思うので、やはり玉城町として独自の付加価値を付けていったりして、この制度をもっと有効的に、発展的につくっていくということが、そろそろ平成19年から経ってきて、必要なんじゃないかと思うわけです。

それで、まずこの制度に付随した玉城町独自の政策というものが、現行であるのかどうか。そして、またそういったものを何か考えているのかということはどうでしょうか。

○議長(風口 尚) 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長(中世古憲司) 現在、3階部分につきましては、国の交付金事業ということで、交付をさせていただいておりますので、町として、これについて特段、これについて改めて何かを付けるという状況ではございません。これまで

通り、事務支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） そうですね、その流れの中で、中角でも、これに取り組もうかなという話はしたんです。3層部分の長寿命化ですね、でも、やはり専門的な技術とか、それに伴う重機とか、お金、あと職人さんを外部から来ていただくのであれば、入札とか、そういったこともしなければならぬということがあって、集落で話し合いをした結果、今回はしないでおこうという話になったんですが、そういったものを手助けする手段として、やっぱり重機とかということが、話の中で大きなウェートを占めてきたので、町が持っている重機を、そういった取り組みしているところに貸し出す、レンタルする、勿論、お金はもらいますが、そういった仕組みができないかと思うんですが、玉城町は今どういった重機、ダンプカーとか、ショベルカーとか、そういったものが各地区で必要となってきた、それが安く借りられれば、そういった活動も前に進んでいくかなと思うんですが、そういったダンプとかリフトとかが、あるのかないのか。またそういうものを住民、こういう組織に貸し出せるのかどうかという部分はどうかですか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 現在、町ではホイール型のミニバクホを1台ございます。これにつきまして、だいたい実勤が週2日程度となっておりますけれども、町でこういった重機につきましては、やはり事故と保険の問題等々がございませぬので、現在のところ外に貸し出すという考えはございません。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 現在のところ貸し出すという考えはないということですが、保険の部分とか、そういうものをしっかりして、土日は使われてないと思うんです。こういう保全活動は土日がほとんどだと思えます、全集落。なので、そういった部分を有効的に使えば、玉城町全体として有効的に、そして、発展的に行政も住民もできるかなと思うので、こういったものを考慮に入れて欲しいなというぐらいの案ですので、この話はここで終わらせていただきます。

そして、この多面的機能支払が進んでいくと、アスファルト、農道の砂利道を舗装したいというのが出てくると思うんです。現在でもあると思いますし、それをやったというところもあるかもしれません。そういった時に、町有地である町道、または農道というところを、住民の人たちが、ここは砂利道で使いづらいと、町道、町の農道やけども、砂利、だから、私たちはここをアスファルトにしたいと。そして、申請を出していただいと、集落のほうで。そういった場合の判断というのは、町のものであるものを、住民の人が直したいという場合は、どういった判断になるんでしょうか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） まず最初に、押さえさせていただきたいのは、この制度につきましては、農地の維持、それから農業用施設の長寿命化が

目的という格好になりますので、町道部分とおっしゃられましたけども、この部分につきましては、農業用施設以外でございますので、農道部分ということで限らせていただきたいと思います。

お尋ねの件でございますが、舗装うんぬんの話が出た時は、やはり長寿命化という格好になりますので、3階部分の部分で申請を受けていただくという格好になると思いますが、この部分につきましては、最終的には町に無償譲渡していただく、財産処分の手続きが必要になるということで、農水省のほうから指導が入っておりますので、そういったことで、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 町道は舗装できない。これは、この事業の対象外だからというところはわかりましたが、農道を舗装したいということになった時は、町としては、その道路を舗装してもらっていいけれども、その作業で行われた上の部分のアスファルトの資産ですね、それは町に無償で譲渡してもらおうのが、今のルールだということだと思うんですが、その場合、例えばあとの維持管理のことを考えると、住民の方にやっていただいた。でも、町のものに移管されるからは、町がメンテナンスとか、そういうのをしていくという役割を担うと思うんです。

そういった時に、もしかしたら、町もその集落の住民しか使ってないような道路であれば、住民に、その道路を譲渡して、そして、そのアスファルトの舗装もやっていただいて、その後の維持管理も、その集落、やってもらった人たちがしていくというほうが、何かスマートなような気がするんですが、そういったパターンになったりということとは、ないですか。もう無償譲渡してもらおうというようなパターンしかないんですか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） このそういった農道の日々管理につきましては、現在、改良区のない状態のところもございまして、地元でやっていただくという格好になっております。その集落だけが使う道を舗装するということもございまして、それにつきましては、ちょっとケースバイケースで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 私も農事になって、そういう町有の土地の草刈りとか、町有の道路の法面とか、そういった部分は、結構、集落の中になるんです。これは集落がやらなあかんのか、それとも町にやらしてもらわなあかんのかというような話があつて、でも、何か次いでに作業の途中でやっていたり、やらなあかんとかやけど、ここは町有の土地やで、町に言ってやらしてもらわなあかんで、それがやらしてもらえないんで、その不自然な、便利でない形で残ってしまうというのがあるので、こういうのは結構重要なことだと思うんです。

なんで、いろいろなパターンも持って、双方が有効的に、将来、使えるような、そう

いったものにしていってもらおうと、こういった事業の中でも、進めていってもらおうと、結果としていいふうになるのかなと思いますので、そのお金の問題もあり、無償譲渡でだめやったら、集落に買ってもらうとか、そんなのもありながら、これから絶対そういう作業をしていくところは減っていくと思うんです。50年後ぐらい先の話なんですけど、担う若者がこういう作業をやるかという、僕は若者も減って行って、集落というものの形がなくなっていくであろうと思う中で、土日、草刈りを少数の今の半分とかの人数でやるかという、難しいと思うんです。そういった時のすごい先のことも考えて、スマートな形でやっていってもらって、そう思うと将来的に、法面とかも草刈りをせんでいいように、アスファルトに、今の時代にしておいてもらうと、将来、そういう維持管理、こういう事業が成り立たなくなった時に、少しでも楽だと思うんです。

なんで、いつ、これを頑張ってもらって、頑張るためにいいようにしてもらおうと、20年後、30年後いいかなと、それが玉城町にとっていいかなと思うので、そういった意味で、行政としても付加価値をつけたり、独自の政策をしたり、融通がきくような判断をするようにしてもらって、頑張っていたきたいと思います。これで一つ目の話は終わります。

二つ目の話に移ります。二つ目は、玉城町が今年度から始めた土曜日授業、小中が始めました。それについて、それに関して全国学力テスト、皆さんもテレビの報道で聞いたことがあると思いますが、全国一斉に小学6年生とか、中3がテストを受けて、その点数を見て、その自治体のこういうところが弱い、こういうところが良い、だから、こういう教育をしていこうという判断をするテストなんですけど、文科省がやっている。それについて質問させていただきます。

まず最初は、土曜日授業について、昨年12月、いつから1年前に文科省が土曜日授業をするところには補助金を出していくという施策を出したので、その施策を使って、土曜日授業をしたらどうですかと、ちょうどこの1年前の今日、一般質問で提案させていただきました。

ほとんどの自治体はできなかつたんです。何故なら12月ぐらいに発表されて、文科省に。それで、12月、1月、2月、3月だけの4カ月で、その体制を整えるということは無理だと思うんです。でも、玉城町はそれに取組んだ、多少のスピードをとったので、混乱、うまくいかなかったところはあると思いますが、その土曜日授業をやろうと決めた理由、あと補助金を使ってなく、やったという話を聞いていますので、何故その補助金を使った事業に取り組まなかつたのか、まずその2点をお伺いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 昨年度12月に、北川議員からのご質問がありましたけれども、実は、昨年度10月から11月に文科省が、法令改正をするという形の中で、三重県教育委員会と、各市町の教育委員会が、土曜授業ができないかという話はさせていただいておりました。

そして、玉城町も前向きに検討してきたわけですが、3学期、新しい年、今年初めになりまして、各市町の足並みが揃わないということがわかってきて、それで、できるだけ土曜授業をやっていこうと考えておりました玉城町は、今年4月から月1回の土曜授業を実施しました。4月から月1回の土曜授業をしたのは、玉城町だけでしたので、各報道機関とも大きく取り上げていただきました。

後に、後発隊で、学期1回とか、2学期からの月1回の開始をした市町もありますけれども、三重県下の土曜日授業を牽引したのは、玉城町であると考えております。

具体的に、また、内容については、る話があると思うんですけども、文科省の補助金事業を使わなかったのは何故か。北川議員も12月にその話はされましたけれども、実は文科省のモデルという、地域の方々を活用したり、先輩方に来ていただいて、学校の先生を授業の主体者とするのではなく、地域の方々、あるいは先輩方を主体者としてやるモデルがほとんどです。

それで、うちが手を挙げたのは、いわゆる玉城町は県の学力向上県民運動が実施されていることから、学力に特化した、やはり授業をしていったほうが良いということで、文科省の事業にはそぐわない内容でしたので、特にそれが土曜授業を普通の授業のようにやる、平日の授業と同じように、土曜日にそれを事業をもって行って、3限やるということですので、特にとりたてて資金は必要ないという形でしたので、それには手を挙げませんでした。県下では、津や鈴鹿、四日市のほうでしょうか、その補助金モデルをしたところがありますけれども、それは、やっぱり地域の方々を活用した事業という形で、先生が入らない授業という形になったようです。

ですから、そういうような点では、私ともは手を挙げなかったということでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 私も土曜授業する目的は、いろいろあると思うんです。道徳を養うとか、学力を上げるとか、体力をつけるとか、でも、玉城町が今、必要なことは学力を上げることだと、私も去年、それが一番必要なんじゃないかというお話をさせていただいて、その教育委員会のほうも、僕とは全く別のところから、そういった考えを持っていて、それに即した事業をしたということなので、単純に補助金活用、時間がなくてできたら勿体ないとは思っていたんで、目的に対することで必要なかったということで、補助金がなかったというのであったら理解できますので、わかりました。

それで、具体的な内容に入りますが、土曜授業、月1回ということだったんですけども、学力を上げるという目的のために、普通の授業をされていたということですが、その普通の授業というものを、どういうふうに各教員が考えたのか、それとも教育委員会でこういった方針があるというのか、それとも学校の自主性に任せたのか。または土曜日という、3限、4限ですか、そういったもので何の教科を増やしたのか、つまり実質的に土曜授業というものを、どう活用したのかというところは、どうなっています

か。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 夏季休業中の8月を除いた月1回、年間11回の土曜授業を行って、現在もこの後やっていくわけですが、11回の土曜授業を行うということになっております。

それで、平日の授業と同じということですので、学校によって普通に授業、時間割を設定しておりますので、今月は月曜日の1限、2限、3限をやる。来月はその続きの4限、5限、6限をやるという形で授業をプラスするというので、授業時間数としては普通のいわゆるカリキュラム、年間授業実数の33時間プラスという形になるということになります、一般的には。

そういう形で上乗せをして、幅を、授業をしていったわけですが、効果としましては、やはり今まで千時間の授業時間があったとしますと、それに33時間ですから、先生方は少し丁寧にゆっくり教えられるという効果があったと聞いております。子どもたちの中では、ゆっくり授業をしたので、理解度が進んだという話も聞いておりますので、そういった点での学習内容の理解を、ゆっくり学習することによって図っていくという形をとらせていただきました。

それから、学校によってどうかというんですけれども、学校によって校長先生方にお話したところ、地域によって、学校によって、やっぱり第何土曜日というのが、都合の悪い時が出てきます。原則として、第3土曜日を中心にしてやったんですけれども、都合によって各学校で臨機応変に、その1週とか2週に回してもいいという形をとらせていただきまして、学校運営がしやすいような形の中で、土曜授業を実施させていただいたということです。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 内容としては33時間が、年間でプラスされて、全教科がまんべんなく増えたということですね。わかりました。それで、土曜日、今まで休みだった時間が、学校へ行くという結果に対して、それぞれ関係した人間がいると思うんです。児童自身もそうですし、その児童の保護者からみたら、また違う視点でしょうし、また学校の先生からみても違う視点でしょうし、習い事、スポ少とか塾とか、そういったものさまざまな人たちが変化があったと思うんです。それぞれの団体にとって、そういった声、それぞれの立場での何か正式に、こういった要望をしているとか、今年度始まってみて、こういったことを、こうして欲しいという正式な文書でなくても、口頭でこういう話を聞いたという、それぞれの立場の感触というのはどうですか。ちょっと急いでやっていただいて、やっていただいたことは、すごくいいと思うんですが、やはりスピーディにやったんで、説明が十分できなかつたり、理解が浸透しないところもあると思いますので、その各状況を教育長として感じた部分で言っていただければと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） アンケートもとらせていただいたわけですが、また、アンケートについて、ご詳細の指摘があったら、ご答弁させていただくんですけども、教育長としての感触としては、各学校が良く頑張ってくれたと思っております。先進的に先生方の勤務を、0.5 日とっていただくということで、先生方を説得していただいたのは、校長先生方です。

そして、自分とこのスポ少に入っているものにつきましては、校長先生が自分ところの、いわゆるスポ少の動きを感じて、それで、第何土曜日正式な試合があるとか、そういう形の中で調整をしていただいたのは校長先生だったです。そう点では先生方に特に感謝はしておるわけですが、保護者の方々は、この後、またアンケート結果の話で出てくることにもなると思うんですけども、概ねは良かったんですけども、性急すぎたという声はあります。

そういう点での、性急すぎた、保護者に対して2月ごろに文書を配付して、土曜授業をやりますという形の中で、議論をせずにしたという形があります。ただ、そういう中で一遍試行であるという形です。1年間やってみて、どういう子どもたち、あるいは保護者の反応、それから、先生方の反応があるのかということ、やっぱり試行として、やっていく必要があると形の中で、やらせていただきましたので、性急であったというご意見を頂戴したこともあります。

ただ、そういう中で今、保護者、地域の方々が必要とされている土曜授業というのは、どんなのかというのを探るといっても、一つのものであったということで、私どもは一步でも前へ進もうという形で踏み出したこととなります。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） やはり教員としては出勤、夏休みとかに調整して休むんだと思うんですが、そういったものもあるでしょうし、校長先生がいろいろな折衝と申しますか、調整をしてもらったというのもあると思いますし、塾とかスポーツ団体、習い事。習い事のほうは試合とか組んでいるでしょうし、各小学校がバラバラだったら、その当日、試合に行くメンバーがズレるとか、そういったものがあって、不利益というんですか、うまくいかないということはあったと思うんです。

そういったものを今年はある、急いでやったから、挑戦としてやってみたら、あったというのはわかるんですけども、来年に向けては、できることであれば、小学校、中学校を第何土曜日は授業をすると決めたほうが良いと思うんです。それは何故かというと、さっきも言ったように、兄弟もいますし、そして、部活の試合も一個です。伊勢地区とか三重県だったら1箇所です。なので、そういったバラバラのことを一つにまとめると不都合は少なくなってくるのかなと思うんですが、それは来年度に向けてどうなっていますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 土曜授業のアンケートもさせていただいたんですけども、ちょ

っと公表も先日させていただいて、保護者にも勿論、渡させていただいたんですけども、土曜授業をやる上で、私どもやった責任というものは、やっぱりしっかり把握していかなければいけないということで、県下で土曜授業のアンケートをとったのは、うちだけなんですけども、そういう形でアンケートをとらせていただいたわけです。

それで、新聞等にも勿論、載せていただいたわけなんですけども、4回実施した7月末のアンケート結果をまとめて公表したわけなんですけども、結局、4月、5月、6月、7月での4回やった授業での内容です。

子どもたちは普段とは変わらない、土曜日に友だちと会えるので、良いとか雰囲気違って、雰囲気が違って土曜日は平日の授業とは違う楽しさがあるということ、小学生は3分1ぐらい、37.6%いっております。中学校は4分の1ぐらいで、25.1%ですけども、やはり疲れるということを行っている児童生徒が、小学校では49.9%、中学校では57.3%でした。

ただ子どもたちの中で、月1回ぐらいが良いとするのが、小学校では62%で、中学校では86.7%ということで、子どもたちの中でも月1回ぐらいやったら、認めてもらえたんかなと思います。また、逆に保護者は、実施に特に子どもに変わったことがないとするのが、61.1%、小学校が。中学校が73.4%です。ですから、子どもが疲れるというわりには、親御さんとしては、保護者の方々としては、実際に子どもが変わったということを感じていないということを感じてみえるようです。

ただ、家でテレビを見ておったり、ゲームをしておるよりは、学校に行っていたほうが、ありがたかったという声も聞いております。それから、感想として保護者の感想の中で、新しい取組で学校のやる気を感じる。もっと積極的に進めて欲しいが、小学校では67.5%、中学校では73.5%で、かなり支持をしていただいております。

それから、回数希望としては、現状の月1回は小学校で33.9%、中学校で14.8%で、更なる回数を上乗せしてほしいというのが、小学校は66.1%、中学校では85.2%で、もっとやって欲しいという声はあるような気がします。

教職員のアンケートですけれども、保護者版には載せませんでしたけれども、教職員のアンケートもとらせていただいたところ、勤務が増えるわけですので、よくなかったとするのが48.9%で、特に必要のないというのが68.9%でした。理由としては子どもの負担、それから教職員の負担が多いということでした。

しかしながら、さっき北川議員から質問がありましたように、出てもらった分は、長期休業中に代わりに休みをとっていただいておりますので、そういったところでの勤務時間に関するプラスということではないと感じております。県のほうでも、今回、玉城町がやったのは、実は県の後押しがあったからということだと思っております。お盆の期間中の9日間を、すべて学校閉庁にすることができる仕組みを、県のほうでつくっていただいたので、そんなだったら、県がそこまでやってくれるんなら、玉城町は一遍やっ

てみようという一歩足を踏み出すことができたと思っています。

それから、先ほどからご指摘のように、統一の話があります。確かにバラバラであって、スポ少では統一して欲しいという声もありまして、ただスポ少は全体の子どもたちの小学校の6.6%の子どもたちです。塾へ行っておるのが、10%ぐらいです。ですから、それほど小学校のスポ少は多くないんで、調整はしやすいと思っています。ただ中学校のクラブのほうが、たくさん部活がありまして、練習試合とか、協会の試合なんかもありますので、そういった点での調整は図っていかなければいけないということで、今、県にも私どものアンケートも添えて、県には要望させていただいております。できるだけ調整させて欲しいということをおっしゃるのですが、北勢のほうが第4土曜日という話が出てきておまして、県の第3土曜日の推進と、少しが変わりがありますので、そのところをどう県が調整して、クリアーしてくれるかということが、必要になってくるのかなと思います。

ただ、度会郡の校長会では、できたら第3土曜日という形で、県のほうの推進と日と同じ、それでできるだけ南志管内は揃えていこうという形で、校長先生方も動いていただいておりますので、そういった点での統一は地域別にひょっとしたらなるかもわかりませんが、できるだけ県には統一を、県下一斉の統一日にしてもらいたいということで要望はしてまいるつもりです。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 過去の私たちが小学生の時代は、土曜日がずっとあったわけで、それが中学生ぐらいに月2回とかになった経過があるんです。それで、そういったことを、何故、国がしたのかというと、土曜日は社会の人たち、つまりボランティアの人とか、社会の知識を持っている人たちとふれあうことによって、子どもを成長させていくということを目的としたので、土曜日の授業をなくしたんです。

なので、そういった団体、あらゆる団体、ボランティア、先ほどいったスポ少とかもそうですが、そういった人たちは、そういった中で貢献していこうと、今の形をつくってきたので、気持ちとして、そういう人たちの気持ちを配慮して、進めていっていただきたいと思います。

そして、揃えるということですね。小中を揃えるというのも、話にはあります。やはり兄弟とかがいるんで、合わせたほうが小学校に弟がいて、中学校にお兄ちゃんが要るパターンだと思えるんですが、努力しているのは、小学校だけを度会地区で合わせようとしているのか、それは中学校も一体となった話なのか、そこら辺はどうですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 小中一緒に歩調を合わせてというふうに考えております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） それは、他の自治体との調整もあると思うので、どうなるか、来年度に向けて、まだ不確定ということですが、少なくとも玉城町は合わせていただくこ

とは、玉城町の判断で可能だと思いますので、それはお願いします。

そして、今、教育長が言ったアンケートを、今、見ているんですが、やはり回数のことになると、活用の頻度、保護者がアンケートに答えたんですと、月に1回程度がいいというのが、33.9%、小学校。中学校は14.8、そして月に1、2回程度が小学校31%、中学校に至っては68.9%の保護者が、月に1、2回程度がいいという回答をしているのですが、中学生は土日も部会に行っているんで、そういった面も影響しているかと思うんですが、回数という面では、来年度に向けては、どうですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 試行の段階で、まず月1回とさせていただきましたので、できるだけ保護者の方々は、多くを望んでみえるとは思いますが、今のところ月1回定着化して、更にステップアップという形は、将来的にはあると思いますけども、当面は月1回を定着させていこうかなと考えております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 私たちは時代は土曜日があつて、それが普通だったということがあるんですが、その考えで、今いうと、今の子どもは違うからということも考慮しやなあかんで、これは徐々に今までなかった部分が始まったんで、徐々に始めていくのがいいかなと思うので、これが当たり前になった時とかに、2回とか、それとも何かすごい目標ができた時に2回とか、そういうんでいいかなと思いますので、今、来年度へ向けては1回というのは、はい、わかります。

ただ、親としては土日、働いている人というのが、調査とかで、玉城町の数字ではないですが、4割とか5割いるので、土曜日、日曜日が子どもが家にいるというのが、当たり前のことが不都合な家庭もあるという変化もあると思いますので、そういった面は何か違うことで考慮していただきたいと思います。

そして、このアンケートの中で、やっぱり僕が気になったのは、保護者、今年度での学校での土曜授業について、どう思うかということで、2つ以内で回答すると。新しい取り組みであり学校のやる気を感じる、小学校42.6、中学校48.6、これが一番多いですね。新しいことを先生たち、負担が増えるのに、やってもらってありがたいというのが、半分ぐらいいるということですが、あと3つ項目があつて、もっと積極的に進めて欲しい24.9、小学校、中学校24.9。そして、保護者への説明が不十分で、一方的に進められている感じがするというのが、小学校22.3、中学校19.0というのがあつて、その部分がちょっと気になって、やっぱり理解してもらおうということが大切だと思うんです。

それで理由を説明して納得していただかないというのは、難しいと思うので、やっぱり理由を、少なくとも最低限はわかるように説明するということが重要だと思うんですが、それが次の話につながってきていて、全国学力テストのことにつながるんです。

学力を上げるために、玉城町は土曜授業をしようと思う、きっかけとかになると思うん

です。全国学力テストの順位というのは、玉城町がもし悪かったら、こういう順位だったので、私は土曜授業を頑張っ、学力を上げることを、教育委員会としてはやります、そういったことを言うと、保護者は納得すると思うんです。今年は学力を上げます、やりますが、頑張りますというような状況だったと思うんです。それでは、動機の部分がないので、こういった回答、20何%の方が、説明が不十分で一方的に進められている感じがすると思うんです、私は。

なんで、その動機というか、少なくとも教育委員会で、子どもたちを豊かにするとか、道徳を上げるとか、そういったのを目指すのではなくて、学力を上げるということ、決めたということは、その理由があると思うんです。なぜ学力を上げなければいけないと考えたのか、そういった部分で、去年、私も学力テストの順位は、なんとなく去年のは聞いていたんですが、そういった部分を公表することによって、保護者の理解、そして児童の理解というものも得られると思うんですが、教育長の今の考えはどうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 確かに説明責任として、土曜授業をやっていく形の中で進めていくのは、やはり、かつてテストが学力調査が非常に良かった玉城町です。ただ、去年は三重県下の平均と同じぐらいの程度という形の点数でした。それで、やはりこれでは、子どもたちにしっかりした力をつけやないかんということも、念頭にありました、はっきりいまして。そういう中で、一生懸命、土曜授業に取り組みながらも、やっていったという形があります。子どもたちの学力を保障してやるというのは、やっぱり学校の責任だと思っておりますので、そういった取り組みで進めていこうと思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 三重県は去年、小学校だと47県中42位、そして、今年は47都道府県中、三重県は47位、小学生ですね。なので、三重県で平均という、おそらく相当低いと思うんです。三重県のトップであっても、全国ではどうかわからないという状況の中で、三重県を基準にすると、とても危ういことになるという中で、去年、中瀬議員が教育長に学力テストを公表しないんですかと質問した時、町長の考えにそって、私は判断しますという答弁をされたので、そういう町長も公表しないのかなと思ったら、町長、ふるさと講演の時に、学力テスト、県内No.1ですと言ったんで、公式の場で、そういう方式に今年度は変わったんでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ふるさと講演だけではなくして、いろんなところで言っておるんですけども、やはり玉城町の子どもたちが、成績が良かったということを伺いまして、大変良かったということ伺いまして、この間も県の知事とも会いました。そして県の教育長もわざわざ下外城田小学校へお越しをいただいて、英語教育を見ていただいたということでございます。

やはり子どもたちと、あるいは学校の教員、先生方も一生懸命で頑張っ、良い成績

だということ、私は伺いましたもんですから、それはやはり町民の皆さん方にも、そのことを是非、知っていただいて、応援をしていくということが、一番、町として大事だなと、こんなふうに思っています。

やはり良いところを誉めて、そして、讃えて伸ばしていくということ、これは大事だと思ひまして、私は今の段階で公表を前提にして、お話をさせていただいたというものではございませんので、そういう情報の中から、皆さんの前でお話をさせていただいておるといふ段階でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。もう時間がきましたので、まとめてください。

○4番（北川 雅紀） 最後ですが、教育委員会が公表しないと決めているものを、良い時だけ言うというのでは、住民にとっても本当に必要な情報が得られないということになりますので、来年もしドベやっても、言ってみてください。これは良い時だけ言うというのは、相当、行政とか、そういう力を持った町長がやってはいけないことですので、言うんであれば言う、言わないんであれば言わない、そして良いから誉めるのは、それは当たり前なことですが、これは公的に行政の機関が公表しないと決めていることなので、言わないでください。お願いします。以上で、質問を終わります。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 私の考え方といたしましては、良いところは、どんどん誉めていく、クラブでもなんでもそうですわね、そんな悪いところを公表する必要はないと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川雅紀君の質問は終わりました。

○議長（風口 尚） 一般質問の途中でございますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時13分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

一般質問の続きの前に、ちょっと私の訂正をしたいと思いますが、会議の開会をいたしました時に、中西友子議員からの欠席届と申し上げたわけでございますが、遅刻届けと訂正させていただきます。お願いいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を続けます。

次に、2番 北守君の質問を許します。

2番 北守君。

《2番 北 守 議員》

○2番（北 守） 議長のお許しをいただきましたので、地産地消の推進と玉城産米の消費拡大の取り組みについて、一般質問をさせていただきます。

一般質問でも学校給食の完全米飯化、米食の持つ意義と食育に関することについては、

過去にも何度か質問されたことがあり、今回は、玉城産米の消費拡大の取り組みについて、また、地産地消を進めていただきたいということで質問させていただきます。

まず、日本の食料自給率は2014年8月に、政府から出されましたのですが、4年連続、カロリーベースで39%、生産額ベースで65%と発表されました。要するに、日本人の胃袋は外国産のものが6割、日本産のものが4割ということで、外国に頼っておるというのが現状であります。参考までに世界の食糧自給率は、カロリーベースですが、フランスは129%、アメリカは127%、イギリスは72%に比較し、日本では39%、低い水準にあるわけです。

日本国内において見てみますと、北海道は200%、秋田県は177%、山形県は133%、それに青森県、岩手県、新潟県が100%を超えています。逆に自給率が低いのは、東京都1%、大阪府と神奈川県が2%となっております。要するに、米どころは比較的自給率が高いということがいえます。

それには、日本の農業の問題とも関係が大いにあります。大豆等の代替食物、輸入穀物に変わる飼料用米や、米粉用のお米をつくることにより、自給率を上げるとされております。

では、ここで質問させていただきますが、米の消費拡大、とりわけ玉城産米の消費の拡大については、どんな手法、どんな手立てで行政として、今までやってこられたのか、また今後やっていかれるのか、その点お聞きいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から玉城産米の消費拡大についてのお尋ねでございます。まずは玉城産米の消費拡大について、どんな手法、手立てで行政は取り組んでいるのかというお尋ねでございます。玉城産米の消費拡大につきましては、従前から小中学校、保育所あるいは病院等への給食の導入を実施しておると、こういうことでございます。

また、昨年度からJA伊勢におきまして、玉城町の城西地域で収穫されました米、「伊勢ごころ」をふるさと納税をしていただいた方への、特産品のメニューの中に、取り入れておりまして、大変好評を博しておるという状況でございます。

更に、昨年、秋から玉城カレープロジェクトで、玉城豚とその他玉城産米の農産物を使った、ご当地カレー、玉城カレーが誕生したわけございまして、この中でも米について、玉城産米を使用することを条件の一つとしておりまして、こういった取り組みを行いながら、玉城産米の消費拡大を図っておる状況でございます。これからもそういうことで、努めてまいります。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 冒頭の町長からの答弁をいただきまして、概略がよくわかったわけですが、私たちの家庭でも、そういう消費拡大ということで考えていきますと、少し工夫するということだけで、食料自給率が1%アップできると、その話が政府広報誌の

ファンという名前ですけども、簡単にフードアクションを略してファンということを出ておったわけですけども、それによりますと、まずご飯1食を食べていただくと、もう一口余分に食べると。

それから、国内産の米粉でつくったパンを、1月に3枚食べる。こういうことをするだけで、自給率が1%上がると言われております。残念ながら1962年に、日本人は118.3kgのお米を食べていたんですが、2013年、去年ですけども、昨年度、約56.9kgと、約半分になっております。いわゆる米離れが起きています。

玉城町は農業の町として発展してきておるといことで、常々農業立町のまちと言っておられます。そういうことから考えてみますと、玉城町の自給率と聞くと、これはなかなか出ないのではないかと思うので、三重県の自給率は現在何%なのか。その点をお聞きいたします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの三重県の食糧自給率でございますが、平成23年度の確定値で42%、平成24年度は概算値でございますが、43%でございます。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ということは、北勢のほうは自給率が低いということで、比較的南勢、中南勢以降は自給率が高いのではないかということ、平均42%、速報値で43%ということでお答えいただいたんです。平均より三重県の場合には、上回っておるといことで理解させていただきました。

そこで、自給率アップを政府あげて取り組んでおるわけですけども、町としても、これからも玉城産米を食べていただくというようなことで、働きかけていって欲しいと思います。ここで26年の玉城産米は、一体どのぐらいの数量が収穫されたのか、お聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの件でございますが、収穫量につきましては、JA出荷以外のものもございまして、正確なことを実は把握はできておりません。JA管内全体での集荷につきましては、4,200トン、約7万俵でございます。うち1,380、2万3,000俵が玉城産米と聞いておりますが、JAで取扱しているのは全体の3割ということ聞いております。この1,380トンのうちの420トン、約7千俵が「伊勢ごころ」として、先ほども冒頭で町長の説明がございましたように、「伊勢ごころ」といことで出荷されております。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 4,200トンということ、詳しくはいろいろと説明していただいたわけですけども、農家にとりましては食管法が廃止され、減反もなくなってきたと、こういう中にありまして、自主流通米として玉城産米も、JA伊勢や個人の商店から流

通ルートとして大都市圏なんか、それで「伊勢ごころ」としても出しておられるということで、大都市圏なんかの消費地へ送っておられるということをお聞きしたわけですが、玉城産米の総生産量のうち、JA伊勢管内で取り扱った玉城産米は、今おっしゃったとおりに思いますけど、残った残量というのは、いくらぐらい農家のほうに残っておるのか、その点お聞きします。どのぐらいのトン数。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） その件につきましては、ちょっと把握が困難でございますので、現在ちょっと把握をいたしておりません。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ここが一番大事なところだと、私の質問の中では、ここが一番大事なところだと思うんですけども、要はJAのルートを通じて、あるいは個人の商店さんを通じて、農家の方が出せるのであれば、それはそれで非常に米価も安いということも聞いております。大変な状況の中で、そのルートを通じて出しておられるということですけども、要は残量がどうなんかないかということが、一番私はポイントだと思っておりますが、農家の方が自主流通米として、また、農家で消費する、お家で消費するということが、残量がすごく残っていると、今でいいますと民間の産直さんや、アグリさんやグスクさんに出しておられるということになると思うんですけども、要は余剰米が何トンかわかんないということですけども、自家処理していると思うんです。そういうことで考え方としてはいいわけですか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 先ほどもちょっと言わせていただきました、ちょっと残量については、どう流れているか、今のところ把握はいたしかねますので、また、別途、調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） それでしたら、残量は何トンぐらいあるのかということは、わかっておりますか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 残量については、ちょっと把握はいたしておりません。ただ、玉城町全体の作付面積から、だいたい収穫量というのは、机上では把握はできることとなります。玉城町全体の作付けの部分につきましては、だいたい845haになっております。そこへ単純にですが、基準反収をかけさせていただきますと、だいたい4,400トンぐらいが収穫されていると、机上の計算でございますが、そうなります。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） そうしますと、今、4,200トンということが、一番最初に出たんですけども、机上の計算で4,400トン、約の差額は200トン、こういうことで残ってお

るということでしょうか。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 冒頭でお話させていただきましたのは、J A伊勢管内全体での4,200トンでございますので、伊勢管内というのは伊勢市から紀北町、南勢のほうまで全部入っているという量でございます。後から申し述べました計算につきましては、玉城町の作付け面積から基準反収をかけたものという格好になっておりまして、残量がどれぐらい、この数値を差し引いたものということではなくて、これはJ A伊勢管内の分と玉城町の作付けした分の換算した数字ということですので、別の数値ということで、ご理解いただきたいと思います。残量については承知をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 残量については、この程度にしておきます。といいますのは、要は農家の方が抱えておられるお米というのは、たくさんあると思うんです。地産地消の方向から農家が抱えたお米を消費する必要がある、やはりあるんじゃないかと、とにかく販売ルートが確立していないのか問題だと思うんです。この米を地元で消費するために、何かそういう施策があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。例えば、今、町長のほうから冒頭に学校給食の米飯化や、保育所の食事などに、もう既に玉城産米という条件が使われておると。それでJ Aで買っておられて、「伊勢ごころ」を使っておられるということですけども、そういう点で何かそういう施策があるのかどうか、その点お伺いします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 町長のお話にもありましたように、「伊勢ごころ」をふるさと納税していただいた方への特産メニューの中に取り入れたり、カレープロジェクトで玉城産米を使うという形の中のほかに、学校では週3回と、それから、5の付く日の米飯給食と、それから、学校給食の地産地消推進事業によりまして、こういった献立を入れさせていただくという格好で、各施設でも玉城産米を入れるように、ルートで消費拡大を図っております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 今、個々においては努力されておるわけなんですけども、例えば先日もちょっとアグリへ行ってまいりまして、聞いた話として聞いてください。アグリはだいたい年間500俵、勿論、玉城産米100%、コシヒカリ100%ということは、30トンここで消費できるわけですね。それで食堂でも玉城産米を使っておられると。それで、販売ルートといいますと、やはり予約制をとっておられるということで、約400件ぐらい予約をとっておられると。ということは、安定的に来年も保障されていくんじゃないかと思うわけです。グスクの場合も、100俵から150俵ということで、ふるさん産品以外にこのぐらいの量をはいておるということをお聞きしました。

それから、民間の産直さんでは、自家米を使って、惣菜の中のお米ということで、特にそういう地元産を強調して使っておるということを知ってまいりました。話はそのぐらいにしておきますけども、さて第5次玉城町総合計画の中に、農林業で地産地消と食の教育の推進があるわけですが、学校はじめ各種施設の給食等に地元農産物の利用促進するなど、地産地消の活動を促進し、云々と載っておりますが、各種施設での地産地消の状況というのは、どの程度進展しているのか、お聞きするわけです。

これについては各種、公的な機関もですけども、各企業産の給食とか、それから、特別擁護老人ホームさんとか、老健さんとか、いろいろとございますけども、これも含めて全般的にどう進展しているのか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの件でございますが、先ほども申し上げましたけれども、学校につきましては、週3回及び5の付く日の米飯給食をしていただいております。また学校給食地産地消推進事業によりまして、献立に取り入れた材料費を、産業振興課のほうの補助金ということで、交付をさせていただいております。保育所におきましては、給食に年間を通じて、米、季節の野菜、豚肉等を購入をしていただいております。病院、ケアハイツについても、米については町内農家より入れておりますし、その他農産物につきましては、委託契約の中で、できるだけ三重県産を使用するようということで、していただいております。また、ほかにお尋ねの各企業の地産地消の状況でございますが、例えば京セラさんの玉城工場につきましては、米につきましては三重県産の「みえのえみ」ということで、導入をしていただいております。また、食材につきましては、採算ベースの中で積極的に地産地消を取り組むように、給食業者に要請をしていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） この中で、ちょっと1点だけ、学校の5日の日は、これは地産地消の日ということで、玉城デイということで理解してよろしいのでしょうか。これ食育教育の計画の中に出てくるんですけども、その点だけお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） お尋ねの5の付く日ということのお話でございますが、先ほども説明を申し上げましたが、週に3度、火曜と水曜、木曜日、これを米飯の日と定めておるんですが、それ以外に、5が付く日、つまり5日、15日、25日、この日も米飯給食を実施しておるという状況でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） ということは、それが玉城デイということで理解させていただいて、よろしいのでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 週3回という形で進めて、学校給食の米飯を進めておったんで

すけども、議会等の要請もあり、それでは5のつく日は、ご飯の日ということで、5をもじって5の付く日に、5日、15日という形で、25日ということで、5の付く日につけさせていただいたんで、玉城デイというわけではありません。玉城デイは、先ほどの中世古室長から話がありました、地産地消の取り組みがあるんですけども、その時に玉城の食材を中心にした、いわゆるセットメニューをつくっていこうということで、言い換えるならば、できるだけおかずもご飯も、玉城産のものを使って、その取り組みの日を、玉城デイと言ったほうがいいのかもわかりませんが、そういう取り組みを、中世古室長ところの事業でさせていただいておると。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 先ほどの答弁、了解いたしました。玉城町総合計画の中に、地産の供給グループの明記がされておるわけです。目標は4グループということで、供給元を4グループつくろうやないかなということで、計画の中には載っておるわけですが、各施設はどこが供給元になっておられるのか。各農家が供給元になって、それをまとめてやっておられるのか、その点わかればお聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの件でございますが、玉城産について言いますと、米については学校・保育所はJAから入れております。他の果物につきましては、豚肉につきましては、JA、それから町内の農家から仕入れていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町内農家と今おっしゃいましたか。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） はい。

○2番（北 守） わかりました。それなら、ここでグループができてないように思うんですけども、グループ化というのはどうでしたのでしょうか、結果的に、まだ結果は出ていませんけども、どういう方向に今進んでおるのか、その点お聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 総合計画の中で、生産者グループということで、計画を上げさせていただいておりますんですけども、なかなか材料を揃えるのが、ちょっと困難ということもございまして、今のところはグループについてはできておらない状況でございます。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 今後も粘り強くやっていただきたいと思います。学校給食は週3回ということで、何回もご答弁いただきまして、保育園やケアハウス、それには玉城産の米を使用している、消費していると、今、回答をいただいたわけなんですけども、また、パンも小麦粉から米粉に変えれば、消費の拡大と自給率のアップにつながると思うんですけども、これにも難題があると聞いております。例えばアグリで実際、手作りの

パンをつくっておられます、米粉のパンをつくっておられます。ふっくらとした、おいしいパンでございました。

米粉を玉城産米としてつくって出す場合は、新潟県まで出さないかと。そこには技術的には何があるのやと聞きますと、小麦粉の成分であるグルテンという成分があるわけですが、そのグルテンの配合が非常に難しいと。地元ではできないということですが、そんなことも難しさも聞いてきたわけですが、米粉のパンを学校なんかでも、できれば単価は高いですが、取り入れてほしいなという希望を持っております。

それから、JA伊勢管内、とりわけ玉城町において、玉城産米を使用した米飯を、各家庭を含めて、米飯を更なる普及、今現在より普及させていくということで、積極的にPRしていく考えは持っていないかどうか。

それから、消費拡大をするために、消費者に事前に予約をとるなどして、JA伊勢と協力して取り組む考えはないかどうか。さっきも言いましたように、アグリでは毎年、米工房で予約を約400件ほどとっておられるということですので、そういうことをしてあげれば、農家の方も助かるんじゃないかと思っておりますので、そういう考えは持っておるかどうか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの玉城産米の普及のPRでございますが、これにつきましても、繰り返しになりますが、JAが城西地域のこめを「伊勢ごころ」としてPRをして、普及に努めております。玉城町におきましても、ふるさと産品で合わせてPRに努めさせていただいております。それから、消費者への事前予約につきましては、これはJA等の生産者団体が行うものと、他のアグリさんも含めて考えておりますので、町として事前予約ということをするということは、今のところ考えは持っておりません。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 私の質問が悪かったんですけども、米飯のさらなるということは、各家庭でパン食のご家庭もたくさんおられますので、一概にこうしろということではないんですけども、玉城産米はいいよと、そういうPRをしてほしいということでしたので、ちょっとJAとの、「伊勢ごころ」をPRしておるといのご回答でしたんですけども、もう少しそういう点では積極的に、捉えていただきたいと思います。

それから、事前予約につきましては、町とJAで、町でまとめよということをおっしゃるわけではありません。JAなんかで、この間も新聞折込みの中で、1年間どれだけ予約してもらいますと、冷凍保存の場合は30キロ1万2,000円ですよとか、いろんなことでチラシを出しておられたようですが、そういうふうに各農家が持っている、そういう余剰米をもう少し把握していただいて、それを他へ、消費者というのは我々消費者ですけども、消費者にわたるような方法、スムーズにわたるような方法を考えてほ

しいということで質問させていただいたわけですが、そこら辺が、どうもそういう考えを持っていないということでしたので、この程度にしておきます。

次のふるさと産品もそうなんですけども、今現在、8,400件ほどということで聞いております。ということは、ふるさと産品、地産地消、玉城産の純然たるものを、各地域に発送していただいておりますということで、玉城町をイメージする地域で、とれた農産物を、これからもふるさと産品を通じてだけでなく、取り入れていってほしいと思います。

いうならば、よくですけども、あちらでも、こちらでも、玉城の店頭に並んでいるようにしてほしいと、このように思います。また、地場産の農産物を使っている食堂に対しては、地元産の農産物の店として、町として認定していくと。それに旗などで何かPRして、ここが地元食材を使用している店とPRするのも、一つの方法と思うんですが、先ほどから何回か出てきております、玉城豚を使ったカレーというのは、シンプル誌にも何回か出てきておりますし、これは成功した例やないかと思うんですけども、そういうことで産業振興課のほうも積極的に、もう少し農家の立場で考えていっていただきたいと、こう思います。

それから、資金面で援助する、そういう意味から、ちょっと問題点を変えますけども、玉城町産や、地産の食材を使っているお店に対して、一般の市場の価格より玉城産のほうが、仮に高いということであれば、そこに差額が生じるわけですけども、それに助成していくというのも、一つの方法だと思います。その考えを持っておられるのかどうか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 意見として賜っておきます。今後、検討していきたい。どうするのがいいのか、今後の課題とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町長から検討課題ということで、今後、課題としていただきたいと思っております。

学校給食で、私もそういうお米のことについては、非常に無知な立場にありますので、学校給食で学校給食会のお米の値段と、玉城産米のお米の値段に差が、やっぱりあるということで、今年予算でも70万、ちょっと違っておったらお許してください。70万ほどのいわゆる玉城町からの持ち出しということで、補助金を出しておられるということも聞いておりますので、ともかく地元産地の消費拡大を図っていただきたいと思っております。

例えば南伊勢、度会町、それに志摩市に住んでいる方は、よく産直に顔を出されます。ということはお米を買っていかれるわけですけども、遠くは名古屋、大阪からもわざわざこの伊勢の地に、車を走らせてくるわけですけども、要はそこに市場としての価値があるわけです。需要があるわけですね。それで、そこら辺をこれからももっと大切にしていって、玉城産米を増やしていっていただきたいと思っております。

ちょっと話はゴロツと変わりますので、2014年は国連の国際家族農業者年であります。

ということは、もう12月ですので、既におわる寸前ですけども、以前は12月には、去年ですけども、12月には和食がユネスコの無形世界遺産に登録されたということで、世界に注目を浴びたということで、一般質問をされました。先輩議員がされたわけですけども、和食は熊野古道に匹敵するほどの世界遺産であると思うんです。また世界的にも有名になった和食というのは、ご存じのように、ご飯と一汁三菜ということで、戦国時代ごろからできてきたと、そういう形態ができてきたと言われておりますけれども、和食をもっと家庭で味わってもらふ施策を考えていただき、JA伊勢農協とタイアップして進めたいと思っております。

さて、ご存じの方はご存じのように、三ちゃんの農業というのはご存じだと思います。じいちゃんとはあちゃん、かあちゃん、これが3ちゃん農業の3ちゃんですけども、古くからの言葉として広く知られておりますが、今はその形態が変わってきているようです。国の政策を受け、町も大規模農業化と認定農家への農地の集積化を押し進めていますが、まだまだ道半ばであり、玉城町の農業形態は、後継者不足もありますが、依然として小規模な家族農業が主流となっております。例えば、会社を退職してから農業を本格的にやり始め、自分所有の土地を管理しているのが現状ですが、この就農者に対して農業技術の援助をしていけば、多少なりとも農業への意欲も変わってくるのではないのでしょうか。

零細な農家が多いこともあり、アグリやグスク、民間の産直が賑わうのも、ある面、私としては理解ができます。ここでお聞きしたいんですが、自宅は農業があろうと、借り地であらうと、よろしいんですけども、60歳を超えて定年を迎え、第2の人生を送る人たちというのは、団塊の世代を抱えて、既に超えておるわけですけども、この年齢層の人に農業ができる環境を、やっぱり整える必要があると思います。そういう環境を整えるために、何か考えておられることがあるのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの60歳超えの方への営農指導、農業の環境を整えるということですが、現在、柿部会とか、玉城町次郎柿産地協議会というのがございますが、こちらの方で初任者講習会を行っておりまして、町内の次郎柿生産者が部会加入をしていただくためのきっかけづくりを行っております。

それから、JA伊勢で野菜塾というのがございますが、こういった方の就農者の方で、JA伊勢野菜づくり研究会というのを組織をいたしてございまして、地域直売所の集荷や生産者部会の加入の促進を行っております。こういったJAの各部会の活動につきましては、町のほうから支援をさせていただいておるという状況でございます。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） そこで、ちょっと歯がゆいところなんですけども、JAさんは野菜塾をやっておられる。柿部会さんは柿部会さん独自でやっておられる。町としてそういう年代の人たちに、どう差し伸べるかということ、私は本当は聞きたかったわけな

んです。そこら辺の回答が、やっぱりいまいち不明だということですので、再度その点お聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） 生産につきまして、こういった野菜につきましては、あくまで農業の団体への支援という形で、うちもさせていただきたいと、かように考えております。営農指導につきましては、各農家の方からご相談があった時期に、農協とそれから普及センター、町で相談会を開催をさせていただきながら、その都度ご相談に応じておるという状況でございますので、今の段階におきましては、農協等の生産者の団体を通じまして、町の方から支援をさせていただきたいと、このように考えています。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） なかなか私の思うような回答にはならないんですけども、これは仕方ないことで、要は行政としては、やっぱり受け身のようなどころがあるわけです。といいますのは、相談があったからとか、何があったからということやなしに、自分たちの手で、どういうふうな農家のそういう人材というのが、今後、少なくとも60歳から75歳まで、15年間は働けるような、80歳まで、へたすると働けるように思うんです。そういう人たちを人材不足や不足と言っておるんでしたら、やはりもう少し、積極的に捉えていていただきたいと、こう思います。

それから、この問題はこれぐらいにしますけども、一つその例としまして、これは当てはまるかどうかわかりませんが、これは明和町の例ですけども、ある事業者が田んぼを貸してくださいというチラシを入れています。一つの貸すという、農業委員会を通じて正式な契約だと思えますけど、通じてやった場合は、1反当たり1万円、協力金としてお渡ししますと、こんなこともあるわけですね。これは作付け、つくる方の側ですけども、消費してもらいたいという立場としていますが、そういうことでやっぱり産業振興課も受け身やなしに、もう少し攻めの手でやっていただきたいと、こういう私は思います。

それから、これから営農を希望することについて、是非、音頭を取ってやっていただきたいということを、さっきも言ったわけですけども、話がころころ変わって申し訳ないんですけども、一番おいしいお米って、どこだと思えますか。

突然そういう質問、ちょっと変な質問ですけど、実は一番おいしいお米というのは、秋田産米でも、それから新潟、北海道の米でも、まったくありません。要は、自分のつくったお米が一番おいしいんです。隣の米より自分の米がおいしいんです。それは何故かという、そこにつくった人の愛情が入っておるんですね。そういうことを考えてもらいますと、産業振興課さんも消極的な立場にならずに、もっと積極的にやっていただきたいと。

それから、教育委員会に今度はお尋ねするわけですけども、朝食を抜く児童生徒の割

合をなくそうと、玉城町食育計画では、平成27年度までに100%の目標を掲げておりますが、現在は小学生91.5%、中学生87%ということになっておりますが、目標は達成できそうかどうか、その点をお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほど言われました玉城町食育推進計画でございますが、この計画につきましては、平成25年3月に策定いたしております。その際に、平成27年度を目標年度といたしまして、100%児童生徒が朝食をとって、学校へ通うというような計画を定めております。この策定した24年度の時点での割合、先ほど申されたパーセントというのが、24年度時点の数値でございます。

従いまして、26年度の調査では、小学校では98.8%、また中学校では95.9%と、2年間で、約7ポイントから9ポイントが増加しておるという現状でございます。今後も引き続いて、指導を行い、目標年次、27年度までに100%により近くなるよう進めていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 教育委員会の努力、大変100%というのは、難しいと思っておりますので、大変近い数字になったということで、努力されたと思えます。この子どもたちが、朝食を米飯にすれば、これまた消費の拡大になるわけですが、各家庭の事情もありまして、お米を食べる機会がないんやったら、夜に食べてもらうとか、いろいろあると思うんですけども、米飯化を進める、そういう産業振興課としてPRをしていく、各家庭にPRをしていく、そういう考えはやっぱり持ってほしいと思えます。

少し脇道にそれてしまうことばかりですけども、玉城産米を使用した給食の完全米飯化は可能かについては、以前にも先輩議員により一般質問されたわけでございます。その中の答弁で、和食にこだわらず、いろいろな給食を味わってもらうことにより、幅広く子どもたちの情操を高め、将来の食の選択の幅を広げると、答弁があったわけです。

以前に生徒等にアンケートで、これは教育委員会がアンケートをとっていただいたんですけども、米飯給食の回数等を設問して実施した結果が出ておりました。それによりますと、現状維持、3回ですね、49.7%、米飯の回数を増やしてほしいが27.0%、パン食を増やしてほしいが23.3%となって、どちらも似た数字になっておると。ということは、米飯派、パン派、それぞれ後もう一回増やしてくれということの結果だったようです。

要は米飯給食を、なら米飯給食を増やしてほしいと思うんですけども、米飯給食を1回増やすと、年間約500kg、0.5tが消費できますということで、ここでお聞きしたいんですが、現状の週3回の考えは、現在と変わっておらないのか。例えば、近隣、多気町なんかをはじめ、南勢地区の状況も週4回の米飯化をしている学校が多いと聞いておりますので、再度、米飯給食を週4回、拡大していく考えはあるのか、ないのか。その点をお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほど来、先般 10 月に実施をいたしました、児童生徒に対する米飯給食の回数についてのアンケート結果、先ほど申されたと思いますが、教育委員会といたしまして、その結果を踏まえ、児童生徒に対し、食教育の一環としてさまざまな食料を給食として提供し、食の広がりを経験させるということも大事であるという考えの中から、今後も現行の回数で学校給食を行っていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 2 番 北守君。

○2 番（北 守） 教育委員会の考え方は変わっておらないということですが、米の玉城産米の消費拡大を考えていくなれば、当然、積極的にやっぱり受けとめていただきたいと、こう思っております。

最後になりますけれども、自給率のアップにつなげる施策、何とかアップをしていくと。それから、地産地消の施策、それに玉城産米の消費拡大につながる施策など、包括的に何かお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ふるさとの特産品で、玉城産米、「伊勢ごころ」が4月から3,800件、3,800人の方が全国各地から、是非、「伊勢ごころ」を欲しいと。したがって1袋10キロで換算すると600キロ、非常に今、人気があるんですけども、全国各地どこの農村地域でも、地域のブランド、あるいは地場産品の米に関わらず、農産物をやはりできるだけ消費してほしいという、まさに競争の時代です。いかに、アグリさんうまくやってくれていますけども、いかに特徴を持たして、消費者の皆さんに評価をしていただくか、これに尽きるなど、こんなふうに思っています。

人気がいい一つには、やはり玉城の米で気をつけていただいているのが、EMの取り組みとか、いろいろ安全の低農薬とか、あるいはおいしいとか、最近では、特に研究が進んでおるんですけども、健康にいいお米を開発したらどうかとか、そうこともあるようでありまして、つまり消費者の皆さんの好みに合うような、いい農産物をいかに栽培していくかということに尽きるなど思っていますので、これはやはり町と、そして県のそういう普及・研究、あるいはJAと連携をして、そうした町の特徴をPRしていけるようにしていくといいなと思っています。

そんなんで、やはり意欲のある農家の方もみえますから、そういう意欲のある方の応援を、これからもドンドンしていきたいなど、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 2 番 北守君。

○2 番（北 守） 包括的にちょっと説明をしていただいたわけですが、要は今回の質問で、そういう地産地消のやっておられる、いわゆる地産ということは、顔が見れる、産直なんか特にこの人がつくっておられるということで、非常に顔が見えるということで、安心して食を楽しむことができるということですので、途中、質問の中で、

そういう食材を使ったお店に対しては、何らかのことを検討課題という、課題でしたんですけども、いただいたんで、そこら辺をもう一度確認させていただきたいんですけども、それでよろしいです、町長どうですか、課題ということで、考えていきたいということで、理解してよろしいですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 考えていきたいというのが、やるか、やらんか、考えていきたいと。そういう課題にしたいと、こういうことです。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） それは行政のなされることですので、要は農家の方が困らんように、我々消費者もそうなんですけども、産業振興課というのは、そういう立場にある課でございますので、そういう立場で、やっぱり自給率のアップもあり、いろんなこともしていかないかと思うんですけども、要はそういうことを一番の主眼点に、言いたかったわけです。給食もしかり、いろんなこともしかり、とにかく行政は積極的に玉城を売り出してほしいと、こういう思いがあります。

最後になりますけども、もう質問ありませんけども、農業の後継者問題で、青年の農業への参加が、近年ですけども、最近という表現ですけども、県内ですと、三重県内で100名を超える参加があったと、先日の新聞報道が、朝日新聞であったわけですが、玉城町もその波に乗っていただき、農業の振興にやっぱり力を入れていっていただき、給食のあり方や農業の担い手、技術の供与等を、やっぱり不足しているところは、やっぱり率直に認め、それをどうしていくかということで、手を入れていただき、満足するところは奢らずに、やっぱり消費拡大、そのために進めていってほしいと思いますので、その点、今後の行政を期待したいと思いますので、よろしくお願いします。これで私の質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北守君の質問は終わりました。

一般質問の途中でありますので、ここで10分間の休憩をいたします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番 中西友子さんの質問を許します。

1番 中西友子さん。

《1番 中西 友子 議員》

○1番（中西 友子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがい一般質問させていただきます。

まず1番に、子ども・子育て3法についてですが、平成27年度から子ども・子育て

支援新制度が本格施行されるのですが、玉城町で変更や影響が出るところがあるのか、お聞きしたいと思います。

まずはじめに申込み時に、保育の必要性の認定の申請を出すことになりました。現在、玉城町に保育所以外に、小規模保育等の施設または参入があり、宣誓書を基にした入所時は振り分けは起こるのかどうか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中西友子議員から具体的なご質問でございますので、その内容については、担当からお答えをさせていただきますが、まずは子ども・子育ての3法法案が成立をして、それに基づいて、やはり地域の将来、国の将来を支える子どもたちを、やはり育てていく、安心して子どもを生み、育てられる地方・国をつくっていくという考え方のものでございます。

玉城町も、それを一番重要施策として掲げて、いろんな質の高い保育を提供しておるということは、町外からも転入をいただいております保護者の皆さんからも、高い評価をいただいております。議会の皆さんのご理解もあるわけでございます。いろんな具体的なことでありますけれども、やはり、これからも町として少子化対策の時代、少子化の時代、これに力を入れて、より質の高い保育ができるように、子育てができるように対策を講じていきたいと、こんなふうに思っています。

あと、担当の方からそれぞれお答えをさせていただきます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今回、改正されました、平成27年以降の3法の関係によりまして、認定はさせていただく格好になります。具体的なお話をさせていただきますと、まず今までの幼稚園に書かれておりました教義的標準時間ということで、1日のうち3時間か4時間の幼児教育がされる。この方を保育の必要性のない方になりますけれども、この方を1号認定という格好になります。

それから、2号認定といいますのが、3歳以上の方で、保育の必要な方という格好になってまいります。主にその方につきまして、保育所なり認定保育所等のご利用をいただいております。

それから、3号認定ということで、3歳未満のお子さまについて、保育が必要な方について、3号認定という格好に振り分けをさせていただきます。まず、この1号、2号、3号の認定をするのは、各市町村が行うことになってございます。まず、これにつきましては、当然必要となってまいりますので、そのような格好で手続きを、今しておるところでございます。

これによりまして、保育の認定をしまして、それぞれ認定書を交付させていただくという筋書きになっております。それから認定書の交付に合わせて、保護者の方からの利用の申込み、保育所を希望されるのか、幼稚園等を希望されるのかということでの利用

の申込みをされまして、それにつきまして、市町村が利用可能な施設の斡旋等を行いまして、ご希望される施設に入所していただくと、こんな手筈になってございます。

それで、玉城町の現状からいきますと、保育の必要な方につきましては、概ね玉城町で全員お受けさせていただいておりますので、今も保育の来年度の 27 年度以降の保育の受付をさせていただいておるわけでございますけれども、申込み書等につきましても、大きく様式等も変えずに、この認定をさせていただきまして、来年の年明け早々には、町内の保育所等を希望される方につきましては、認定書の発行をさせていただく、このような考え方でおります。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子） では、民間からの参入とか、今のところないということよろしいですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現在のところは、町のほうに、そのようなことは寄せられておりません。ただ、伊勢市の幼稚園等からにつきましては、この制度についての問い合わせというのは受けておまして、それにつきましては、同様の取扱ができるようにということで、調整はさせていただいております。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子） 次に、預けられる時間の変更、延長保育の時間の変更があるのかについて、お聞きします。預け先によっては、短時間保育等、一時預かりも玉城町で始まりましたが、今のところ保育所以外の施設はないということなので、この制度によって保育時間、一時預かり、延長保育などの時間変更はないということで、よろしいですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今現在の保育所につきまして、玉城町の場合でいきますと、8時30分から、4時30分までの8時間を標準といたしまして、延長させていただきまして、午前7時半から夜8時までということで、12.5時間の保育をさせていただいております。これにつきまして、新しく制度になりまして、法改正でされたことによりまして、保育の制限時間というのが、11時間ということに定められております。それで、11時間を切る保育につきましては、27年度以降は短時間保育と言われる格好になるかと思えます。

一応、保育時間につきましては、玉城町は変更する予定はないということで、また利用状況を見た中で、夜8時まで今やっておりますけれども、これにつきまして、利用状況がかなり少ないという状況を踏まえておりますので、今後は利用状況を見ながら検討はしていきたいということでございます。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子） 夜の延長保育は人数が少ないといっても、利用者があるわけなの

で、そのまま続けていただきたいと思います。

次に3番目の保育の中身の変更があるのかについてですが、認定子ども園という、幼保連携型、保育型等の4つの書類があるんですが、幼稚園の施設等の要望等が住民からあり、玉城町について認定子ども園等に移行して、保育の中身に変更等が起こるのか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育の内容につきましては、今回の法の趣旨にありますように、子どもにより良い保育教育が受けれるようにするというを目的としておりますので、その趣旨に沿った格好で保育はドンドン充実させていく方向で考えてございます。また、先ほどおっしゃいました幼稚園のニーズの関係でございますけども、玉城町の子ども・子育ての計画をつくるにあたりましてのニーズ調査も行っておりまして、20%程度の方が幼稚園の希望もあるという中で、町としても保育所型の認定子ども園という格好の移行について検討はさせていただきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 今の保育所でもいいと思うんですが、また、認定子ども園に移行しようと思うようなことがあれば、住民の皆さんに説明会等を開いていただきたいと思います。

次に、4番について、料金の変更についてに移らせていただきたいと思います。消費税10%が施行条件だった、子ども・子育て3法ですが、実際10%に消費税が上がらず施行ということで、足りない分が保育料として上乗せされることは、断じてしてはいけないと思っておりますが、保育料の値上げ等を考えておられますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 料金につきましては、いったん国から示されておったわけですけども、一度見直しがされるということの中で、まだ国から最終的な指針という、利用者の負担の基準額というのが示されておりませんので、今の段階ではまだ決めてはおりませんが、考え方の方向といたしましては、基本的には現行の保育料金を基本と考え、国より安い基準での保育料金の設定をさせていただきたいと考えてございます。

また、これにつきましては、3月あたりでお示しをさせていただけるかなと思っております。ちょっと先ほどの一つ戻ったわけなんですけれども、認定子ども園の話でございますけど、ちょっと若干、補足させていただきたいんですけども、今年度におきまして、保育所の所長・主任クラスを、県内で認定子ども園をやられておるところの視察もさせていただきました。その中で、実際にできるかどうか、具体的に今検討をさせていただいております。

ただ、以前からの町長申しておりますように、玉城町の保育というのが、より質の高い保育ということの中で、同等のことをやっておることは、現地の視察をさせていただいた中で、確認はさせていただいておるところでございますので、ただあと一つ

となつてまいりますのは、幼稚園教諭の資格等が必要になつてまいります。この部分につきましては、内部の現在の保育士等の調査をした中で、幼稚園教諭の資格というのが、ほとんどの職員が持っておりますので、あとまた認定期間というんですか、10年に1回の免許の更新という制度がございますので、これさえ済ませれば、県の認可を受けて、認定子ども園になるということは、4園とも可能かというふうに考えてございますので、移行については、そんなに大きな抵抗なくいけるのではないかとということで、前向きには進めていきたいと考えてございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） まだ3月まで決まらないということなのですが、保護者、利用者に負担を求めず、国に必要なお金は出してもらふべきだと思いますし、できなければ自治体が負担すべきだと、私は思っています。先ほどの質問、認定子ども園のことについての答弁もいただきましたので、ちょっと言わせていただきますと、子どもの負担についてはクリアーしているということで、認定子ども園の視察にいったということで、よろしいのでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） ちょっと子どものご負担というのは、わかりにくかったわけですが、要は実際には幼稚園でいまやられています教育の部分、原則9時から2時という格好でやられておるかと思ひます。玉城町でその時間帯につきましては、幼稚園と同じような格好のカリキュラムを持った中で、運営をしていけば、特段、児童の方に対しても、負担も何もかからない格好になりますし、その時間帯については、幼稚園と同等の教育を受けていただく機会が与えられることになります。

幼稚園と保育所の違いといいますのが、お預かりする時間帯でございまして、幼稚園型でも保育所されますと、9時から2時前、朝も早くお預かりし、幼稚園の教育が終わった後についても保育をさせていただくという格好になろうかと思ひますので、逆に幼稚園型の認定子ども園になりますと、職員の関係でいきますと、勤務時間が長くなるという格好になるんですけれども、玉城町の場合は逆に、今お預かりしておる時間の中で、カリキュラムを持った時間帯をつくって、今も同等のことをやっておりますけれども、そういうカリキュラムをもって、ドリルとかその辺りも取り入れた中で、運営をいけば県の認可さえいただければ、いいのではないかと考えてはございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 認定子ども園のことは、状況が進み次第、話し合いの場を持っていただくことを望みまして、5番目の質問に移らせていただきます。

今後、病児・病後児の保育の実施があるのかどうかですが、病児保育はエンゼルというところ、神田小児科さん、伊勢でもされていますが、朝のラッシュ時間帯に連れていくこととなります。そうすると車が動かない中、熱や嘔吐で弱っている子どもを連れていくのは、子どもにとって負担になると思ひますので、町内での実施の検討はないでし

ようか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 玉城町、町内での病児、病後児保育の実施はおりませんが、今現在おっしゃったように、神田小児科さんのほうで受けていただいておりますという状況でございます。今回の子ども・子育て支援事業計画の中で、国の推計の仕方というんですか、国の一定の算定基準に基づきまして、算定いたしますと、今現在の利用状況ですと、約64名程度でございますけれども、国の試算からいきますと、450名程度になってくるということの中で、ニーズ的には一律的に考えると、必要になってくるだろうなというところはございます。ただ、アンケート調査の中で、出てきておるわけなんですけれども、玉城町の場合、病気になった時にどうされておるかという部分の中で、親御さんであるとか、近隣の友人・知人に預けるといの方がほとんどみえまして、預け所がないという方が3%程度しかなかったというところでございます。

それで、子どもが病気の時に、仕事を休まれたお母さん、お父さんという率もありまして、圧倒的にお母さんが休まれておるといのが多ございます。それから、お父さんが休まれている方もあるわけですが、その休まれている方について、また再度、質問をさせていただきまして、子どもは預けるところが欲しいかという質問をさせていただいたわけですが、預けるのではなくて、本来、自分たちがみていたいということで、回答されている方が半分ほど、50%を超えてみえましたので、そのニーズから考えると、全国ベースで考える必要なニーズというのと、玉城町の地域性というんですか、特性から考えるニーズというのが、若干、かみ合わない部分があるかと思えます。

ただおっしゃるように、玉城町から伊勢の神田小児科さんまで行っていたくのに、時間的に30分もあれば行っていたらいいんじゃないかと考えますけれども、伊勢市でも同じような格好で、伊勢市でも1箇所運営をされております。ということを考えれば、伊勢の神田小児科から遠い地域から使われる、利用される方と、玉城町から利用される方というのは、差異があまりないように思います。また、ニーズもあり、できるだけ玉城町で利用ができればいいというのは、それは町のほうも思っておりますので、今後につきましては、町内の医療機関等の連携がなければ、ご協力いただかなければ、この病児・病後児保育というのにはできない格好になろうかと思っておりますので、町内の小児科さんあたりと、今後、連携を持ち、協力をするような格好で、今後、町内にできることを前向きに検討していきたいと考えてはございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 町内で病児・病後児保育ができることを、ちょっと強く望みまして、この質問を終わらせていただいて、2番目の介護保険について質問させていただきまして、通告書に介護保険が改正されましたがと、私書いてしまいました、訂正させていただいて、介護保険法が改正されますがということにさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。すいません、失礼します。では、質問を続けさせていただきます。

介護保険制度の目的、理念は要介護となっても尊厳が守られ自立した日常生活に必要なサービスを給付する介護の社会化でした。しかし、介護の現状は入所できない要介護者、家族介護の大変な状況が報道されています。老人が老人を介護する、老々介護。認知症の方が認知症の方を介護する、認々介護。学生や若者が介護するヤングケアラー、介護のために退職し、収入が絶たれてしまったり、介護に疲れ悲惨な事件も起きています。介護の改革で求められているのは、これらの悲惨な状況を解決することじゃないでしょうか。

ところが介護保険法の変更内容は、平成27年4月から特別養護老人ホームへの入所は、原則、要介護度3以上に限る。3年後をめどに要支援1、2の訪問介護と通所介護を介護保険の対象から外し、地域自治体の事業とする。平成27年度8月から年間所得160万、年金280万円以上の方は、現在の1割負担から2倍の2割負担にするなどとしています。利用者負担を増やすことで、介護保険の利用を控えるということになれば、重度化してしまうのではないかと心配されています。強制的に保険料を集めておいて、途中でルールを変えるのは、約束違反、詐欺に等しいとの指摘もあります。

今、玉城町の第6期介護保険事業計画と第7期高齢者保健福祉計画の策定に取り組まれています。介護の交代や負担能力を超える負担増にならないように、十分検討いただきたいと願っています。

それでは、質問させていただきます。まず1番目に、家庭介護で悲惨な事態を招かないように、困難な状況の方をどのように把握し、救済、援助はどのようになされているのか質問します。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃったように、把握の状況でございますけども、把握の仕方でございますけど、玉城町の場合1万5,000人という小さい町でございます。その中で、旧来からの集落等につきましては、地域のつながりも大変強い地域になっておるかと思っていますし、また、民生委員さん等、今も35名の方で1名増になって、35名でいま活動していただいておりますので、その辺り活発な動きもしていただいております。また、区長さん、あと社協等、いろんなさまざまな方々から情報をいただきましたら、包括支援センターのほうで、訪問なりをさせていただいて、状況の把握をさせていただいておるのが現状でございます。

また、治療やその情報をいただいた中で、現地を確認させていただいた中で、治療や救済等を広い意味での必要であれば、病院への受診勧奨であるとか、介護サービスの利用についても、こちらの包括のほうで対応はさせていただきますし、また、一般的な生活困窮な部分での相談というの、福祉会館のほうで一元化させていただいております。そういう部分から、玉城町の場合ネットワークというの、今のところ組織的にはつくってないわけなんですけども、おっしゃっていただきましたように、日常の方についてはサポーターさくらであるとか、健康しあわせ委員であるとか、そういういろんな団体

の方のご協力を得ながら、幅広く情報収集をさせていただきまして、悲惨なことの無いように努めてさせていただいておるとというのが現状でございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） では次の質問に移らせていただきます。

わかりにくいと言われている介護サービスを知っていただくために、高齢者や若者に対し、どのような取り組みをなさっているのか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今回の制度改正によりましては、先ほど中西議員おっしゃって見えましたが、施設入所の関係が要介護3以上になるとか、あと要支援の12については、市町村の事業となってまいります。その辺りにつきまして、今、玉城町のほうでも地域ケア会議というのを、毎月定例的に開催させていただいております。そこにつきましては、医療関係の方もみえますし、薬局の方、また各施設のケアマネジャーの方とか、ヘルパーの方とか、多種多様な方が参加された中で、毎回、無報酬でやっていただいておりますけども、30名を超える方がずっと4月からさせていただいて、毎月していただいております。

その中でいろんな地域で支えていくことができないかということが、今、課題となっております。当然、介護のサービスを使えば、先ほどおっしゃったように、料金が発生するわけなんですけども、そうじゃなくて、地域全体的で見守れば、認知症の方なんかも支障なく暮らしていただくことができるんじゃないかという部分に重点をおいた格好で、今検討をさせていただいております。その部分については、介護保険計画のほうにも反映をさせていただきたいと考えています。

それから制度の周知の関係につきましては、当然、行政も仕事としまして必要と考えております。今現在も、地域の老人会やサロンの場で、介護保険のサービスの利用方法について、説明させていただいております。ただ介護保険につきまして、若い方の関心というのがないという部分も若干ございまして、課題としては今後、若い方についてもそれを知っていただく機会というのをつくっていく必要があるのかなと考えてはございます。

また、町の持っておりますケーブルテレビ、広報たまき等で今後、積極的に周知をしていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） これからも幅広い情報のネットワークを使っての情報提供というのをお願いします。

次に、3番目として、介護サービスを受けるためには、介護認定を受けることが前提になりますが、介護認定の受付は包括支援センターだけではなく、役場福祉課でも行っていますか。また、電話連絡の場合でも受け付けて、包括支援センターと連携し、いずれは本人宅へ訪問し、本人と面接が必要になりますが、役場においてワンストップサー

ビスはできないのでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 受付につきましては、役場のほうでも業務的にはさせていただきます。ただ、総合的な相談は、先ほども言いましたように、保健福祉会館のほうで一括的に行っておりますので、一般相談に合わせてサービスの利用だけではなく、介護予防の教室等のご案内も、会館のほうでさせていただけるかと思ひますし、また、伺っていただいたときに、介護予防の教室をやっておれば、実際に見ていただいご参加いただくということもいいんではないかと、介護予防の事業なんかも見ていただくのもいいんではないかと考えております。

申請いただきましたら、専門の調査員のほうがお宅をお邪魔させていただいて、調査をさせていただく格好になります。調査員につきましては、包括支援センターのほうにおりますので、そちらの職員が行くという格好になっております。特段、住民の方に御迷惑をかけることがないようにさせていただいております。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） ワンストップサービスについてですが、そういうお考えは今のところないでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） ワンストップサービスと言いますと、当然、役場の窓口で申請いただきましてから、後日、調査員等が、認定調査員ということですね。ご自宅を訪問させていただくということで、特段の必要はないように思うんですけども、どういう部分で、ご案内のほうは会館のほうに行ってくださいと、いろんな他のサービス等も聞いていただくことができるということで、ご案内させていただくことはあるわけなんですけども、交通手段等がなくて、こちらで受付てくださいということであれば、当然、電話連絡等々をとりながら、いろんなサービスもご紹介させていただく中での対応をさせていただいております。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 今、私がワンストップサービスと言わさせてもらったのは、折角役場まで来ていただいた住民の方に、福祉会館の包括センターまでもう一回行くのかなという答えをされているのかと思ったので、質問させていただきました。ワンストップサービスによって、窓口でその包括支援の方に来ていただいて、手続きから全てできることになれば、住民のサービスとしては楽になるのかなと思ひました。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） わかりました。緊急で直ぐに措置が必要という場合には、そのような対応も取らせていただくということでございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） わかりました。今の質問を終わらせていただいて、3番目の質問

に移らせていただきたいと思います。学童保育の充実についてですが、学童保育を新たに小学校6年生まで受け入れることになりました。そこで質問します。

まずはじめに町内4施設のうち、施設の整備、拡大が必要になると思いますが、整備計画について伺います。人数を超える学校はあるのでしょうか。あと、下外城田小学校は校舎に学童保育の設備が増設されていますが、もし超えるなら増設するのか、単独で学童の施設として建てるのか、お考えとしてはどう思っているのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現在の状況でございます。各施設、4施設ございますので、4施設ごとにご説明させていただきます。条例のほうには定数といたしまして、さくら児童館が50名、その他のいなほ、梅がおか、つつじが丘につきましては、40名ということで、トータルで170名の概ねの定員ということで定めてございます。ただこの概ねの定員という部分でございますけども、あくまでご登録いただいても、ご利用いただかない方、週のうち2日なり3日、ご利用いただく方もあるということの中での概ねという数字になってございます。

4月現在におきましては、トータルで185名の登録がございました。それで、段々家庭の状況とか、3年生の方については、来年から利用できないと思われる方もあるのか、若干、減少傾向というのがみえます。お家の事情の中で、みえるようになったという中で、今170名弱の方になってございます。ですから、当初から考えると15名以上減少しておるという登録の方ですけども、減少しておるという状況でございます。

各施設で定員をオーバーしてありますが、4月当初でいきますと、さくら児童館で58名お預かりしておったということで、8名のオーバーということになるかと思えます。それから、つつじが丘児童館につきましては49名ということで、9名のオーバーという格好になってございます。ただ、これらも全員が全員みえるわけではございませんので、そのようにさせていただいてはおります。

今後の整備の計画でございますけども、小学校6年生までをお預かりするということになってございます。法改正されてなつてはございますけども、子ども・子育て委員会の報告の中には、一応6年生までにしめますけども、受け入れを義務化したものではないということで、それぞれの施設の状況に応じた中で、受け入れをしていきなさいよということを示されておりますので、受入可能であれば、受け入れをさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

また、下外城田につきましては、学校の校舎の中に部屋を設けておるという関係もありまして、今後については状況を見ながら検討はしていきたいと。外城田、田丸、有田、そのような格好での別の施設の建設にも、今後、視野に入れた中で、考えはいきたいと考えてございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番(中西 友子) 下外城田小学校は校舎に増設されているということで、他の単独で建っているところは、また別で問題などが起こっていて、問題などが起こったことなどがありましたら、ちょっと教えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 以前に北川議員のほうからご質問があったように、学校の中ということで、管理自体が教育委員会、学校長の管理というところの中で、若干の支障というんですか、あった中で、トイレの利用という問題があって、その分について学校側の協力を得まして、解決はしておる状況ではございますけども、当然、建物セキュリティの関係も別でさせていただいておりますので、その部分で、施設の中に学校の部分と、生活福祉課の管轄の部分というのがあります、若干の不具合というのが出ておる現状ではございます。

ただ、利用していただくについては、問題ないような格好で、学校の協力を得た中で、今現在も運営させていただいておるという状況でございます。

○議長(風口 尚) 1番 中西友子さん。

○1番(中西 友子) では、2番目の質問に移らせてもらいます。学童保育は子どもの成長にとって大切な居場所であり、第二の家庭と言われております。カリキュラムを作成し、それに沿って準備する時間も必要です。現在、4施設のうち嘱託職員が1名、あとはパート採用です。職員待遇改善上、本来は全員正職員にするのが望ましいと思えますが、差し当たりせめて嘱託職員にするべきではないかと思えます。お考えをお聞かせください。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 現在の放課後児童クラブの時間帯というんですか、平日につきましては、放課後から6時ということになってございます。それから、休日につきましては、午前8時から午後6時ということになっています。土曜日につきましては、9時から6時ということで、今回、条例改正をさせていただきまして、8時から6時に統一をさせていただいて、延長時間を取るような格好で、今、条例の改正を提案させていただいておるところでございます。

平日につきましては、放課後からということでございますので、当然、学校終了しますのが午後、早くても1時になろうかと思えます。その中で、午後1時から午後6時までということになりますと、5時間の勤務という格好になります。なかなかそれ以前の時間は、通常の正規職員でいきますと、8時間勤務になろうかと思うんですけども、その辺りの時間の放課後児童クラブの空いている時間が短いということもございまして、なかなか正規職員の配置ができていない状況になっているというのは、ご理解いただきたいと思えます。

また、さくらと梅がおかにつきましては、児童館を併設しておりますので、そちらについては、児童館の利用時間につきましては、午前10時から午後5時30分までの格好

になっておりますので、今現在、嘱託職員1名につきましては、通常の9時から6時という勤務をさせていただきます。当然、児童館を空ける前の準備もあろうかと思っておりますので、その部分で時間がとれるかと考えておりますし、また、放課後児童クラブにつきましては、午後1時から利用されるのではなくて、2時、3時から利用される方が多いかと考えていますので、当然その時間帯、5時間の勤務の中で、準備時間もとれると考えております。確かに、今パート職員ということで、身分の不安定な中で保育していただいております。確かに、今パート職員ということで、身分の不安定な中で保育していただいております。確かに、今パート職員ということで、身分の不安定な中で保育していただいております。毎日来ていただいておりますが、今現在で13名お持ちして、そのうちの教職員免許保有者が5名お持ちして、保育士資格の保育士が6名、それから、児童厚生員、県の講習を受けたものが2名お持ちして、これが全ての職員13名につきまして、必要な資格を持った者が対応しておるという状況でございます。

また、働いておる職員の方につきましては、扶養の範ちゅうでという方も、たくさんおみえもありまして、職員さんの希望によりまして、今後、嘱託への希望があれば、短時間の嘱託職員というものの制度をつくらないといけないんですけども、そのような制度をつくった中で、希望があれば変わっていただけるようには、今後、検討していきたいと考えてございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） わかりました。以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（風口 尚） 以上で、1番 中西友子さんの質問は終わりました。

一般質問の途中ではありますが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き、一般質問を続けます。

7番 奥川直人君。

《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） それでは、議長のお許しを得ましたので、引き続き一般質問をさせていただきます。まず今回の一点目は、太陽光発電の土地利用ということで、今回、玉城町で内規が設定されましたけども、その内容についてお聞きをしたい。もう1点につきましては、今までこの場でいろんな形で、一般質問等させていただきました内容について、現在どうなっているかという、その進捗状況をお聞きをしてまいりたいと、こんなふうに思っています。

それでは、まず、本年1月1日に施行されましたが、太陽光発電用地の土地の評価に関する内規、いわゆる町内で決める規定について、お聞きをしてまいります。太陽光発

電は原発に頼らない環境対策の発電装置として、今、全国的に規模の大きい太陽光発電の設置が行われております。この三重県の中南部は、特に気象条件がいいということで、全国的にもトップクラスの地域であるということは聞いております。

よって、最近多くの太陽光パネルを設置しているのを見受けるわけでありまして。太陽光パネルの設置は、みずからの土地に太陽光を設置される方、また、太陽光メーカーに土地を貸し設置するケースなど、いろんなパターンがあるわけでありまして。先ほど申しましたように、今年、玉城町として、この太陽光の用地の固定資産税に関する町内の規定が定められた。要するに太陽光パネルを設置した土地の課税評価を、玉城町として決めたというわけでありまして。

まずこの内規について、役場内では十分ご検討されたらと、このように思っていますが、今まさに玉城町でも太陽光発電が行われている方もおみえになりますし、今後やってみようと思っておられる方もおみえになり、関心の高い事柄であるわけでありまして。この関心の高い案件、内部規定が、我々議会としても報告がないということについて、町長はどう思われるか。例え内規といえども、町民の皆さんにかかる税のことで、公開が必要かと、このように思いましたので、町長のご意見を聞きたいと思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻井 修一） 奥川議員から太陽光発電の評価の内規でございます。あくまでも内規でございますが、行政執行の範囲の中で、それぞれの土地の評価をどうしていくのかということございまして、議会の皆さん方には、当然のことながら内規でありますから、照会いただきましたらご報告させていただくと、そういうものがございまして。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 私たち議員としましては、町民の皆さんがこういうことを、いろんな形でご利用いただいているということで、そういう情報は、地域と接する住民の我々代表させてもらっていますので、できれば差し支えなければ、そういうのは公開をいただくということで期待をしておるわけでありまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

この内規ですね、この内規の内容と、またはその目的・趣旨、これをちょっと町長にお聞きをしたいと思っております。内容ですね。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） この趣旨でございますが、太陽光の土地の評価を決めさせていただくという中で。

○7番（奥川 直人） 趣旨を読んでくれへん。

○税務住民課長（北岡 明） 失礼しました。趣旨は、この内規は玉城町内にメガソーラー、太陽光発電設備が設置された場合、土地の評価の必要事項を定めるものとする

いうことでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） ということ、太陽光を設置した場合に、土地の評価を規定するということでもあります。それでは、その中に4つほどポイントがありまして、それをお聞きしてまいりたいと、このように思います。まず1つ目が、課税地目をどう、いろいろ今現状、地目があるわけですけれども、その地目単位でどう評価をするかということが書かれておりまして、まず1番目、土地が農地で太陽光設置後も農地として耕作、いわゆる機械も搬入できるという土地の場合は、農地課税という形で、これは農地の有効活用で問題はないのかなと、このように思います。

2番目は、地目が農地で太陽光を設置し耕作ができなくなる場合とありますが、農振地区以外が対象になると思うんですが、当然、農地は太陽光設置であれば、農地転用をしてもよいということなのかと。また、農業委員会の役場の事務局としては、農業委員会でもこの内規については、非常にと難しい判断を迫られる場合が出てくるので、事前に検討されておるのか。農業委員会として、判断基準、たぶん要ると思うんですが、何らかの判断基準がないと、これは転用したら駄目だということになる部分で、重要な部分であろうかと思えますんで、その先ほど申しました、転用してもいいのか、農業委員会で検討したか。町長として、また農業委員会として、事務局として、どのような判断基準を持っているのか、これをお聞きします。これ町長にやってもろたら。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻井 修一） このことは具体的な事務処理のことでもありますから、それぞれ所管から答弁いたさせます。国のほうでも、そういう太陽光の考え方みたいな指針が出ておりますからね。あるいは近隣の市町等の状況もありますからね。そんな難しい話ではありませんから、それぞれが答えます。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの件でございますが、太陽光発電につきましては、これまでも農業委員会の案件の中で、複数件、出てきております。出てくる案件といたしましては、通常の第2種農地等々にあがってくる太陽光発電が全てでございます。これにつきましては判断基準につきましては、通常の農地転用と同じような取扱をさせていただいております。

それから、農振・農用地の区域におきましては、今のところご相談とか、そういうのもございませんし、太陽光パネルにつきましては、農振・農用地の建設につきましては、やはり農振・農用地の農振除外の要件の一つにありますように、代替性、そこしか土地が見当たらないという代替性の証明がなかなか難しいということで、県のほうとしましても、町といたしましても、今のところ農振区域についての農振除外を伴うような転用につきましては、こちらのほうでは考えておりません。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) ということは、今、農振地以外の農地というのは、結構たくさんあるわけでありませけれども、それについてはご利用される方がみれば、従来といえますか、ある程度のことで太陽光設置が可能ということで、よろしいんですね。

○議長(風口 尚) 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長(中世古憲司) 農地につきましては、いろんな区分がございまして、第1種甲種農地、第1種農地、いろいろございまして、したがって、普通の転用案件につきましても、1種農地、それから甲種農地につきましては、原則として転用ができないということになっております。したがって、同じような宅地が出てくる、そういった案件と同じような取扱でさせていただいております。以上です。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) じゃそういうことで、農業委員会の皆さま方も、その辺のご認識、農林立町として、やっぱり農地は守っていくということも、しっかりご判断をいただいて、進めていただきたいと、このように思います。

次に、太陽光を設置した場合は、当然、農地が雑種地、宅地と雑種地と変わりますが、この雑種地の税率は、隣接する路線価、当然ですね。その宅地評価の一律30%と、今後されるということになっております。そこで、まず従来の雑種地、従来の雑種地ですけども、この課税についてまずお聞きをしたいんですが、玉城町の場合は、一律1㎡36円50銭という形で、今、雑種地の税金を一律もらっている。玉城町は中山間地というところも、玉城町の中には多いんで、同じ雑種地でも面積や形状、地質や日照条件、場所などの路線価の差も現状あるわけですから、一律現状の36円50銭というのは、不公平感が僕は現状、今まででもあったと、このように思います。公平でなく、公正でもない、このことはたぶん税務課としても、役場としても過去から雑種地評価をどうするかという課題は持っておられたと、このように思います。

今後、一律ではなく雑種地評価をもう少しきめ細かくすることは、考えておられることだと思っていますので、一例を上げますと、多気町の場合は一般雑種地、これにつきましては、4段階設けていまして、10%、30%、50%、80%、こういう雑種地評価をしています。太陽光発電を設置した場合、太陽光を設置して雑種地になったという場合は、10%、30%、55%と、3段階に雑種地の固定資産税の評価をされておりますので、土地をしっかりと見ていただいて、住民に対する公平で公正という行政サービスといえますかね、そういう評価がされていると、このように思いますが、町長まずこのことはご存じですか。多気町はこういうランクで、過去からやっている。玉城町は一律36円50銭でやっている。このことについては、ご認識はありましたか。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君。

○町長(辻井 修一) 今、教えてもらって、わかりました。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) ちょっと待ってな。ということは、そういうことで、多気町はやっておられるんで、そういうことに対する、今後もう少し現地を見ながら、正しく地価の評価をしたらどうかというご認識は、今後、進めようとするお気持ちはありますか。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君。

○町長(辻井 修一) 土地の評価というのは、3年ごとに評価替というのがありまして、雑種地だけではなく、他の地目についても、どういうふうな評価をしていくのかということは、検討していかなければならない課題だと、こんなふうに思っています。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) ということで、3年に一度ですけども、雑種地の基準、これは一律36円50銭になっておるんじゃないんで、もう少し面積とか、小さい大きい、いろんな利用価値を正しく税に反映させて、住民の地主さんにもなるほどと言えるようにしていただきたいと、こういう要望をしておきます。ということで、そうしますと、この内規というものにつきましては、町長おっしゃったように、30%ということになりますので、当分変わらないと、こういう認識といえます。できればもう少し細かくしていただくといいんだがなと、こういう思いであります。

4番目です。玉城町の場合は現在宅地であり、宅地であって、そこへ太陽光をつける。そうした場合には、宅地評価で太陽光をつけてもやるという内規になっています。多気町さんの場合は、宅地なんだけど、そこへ太陽光をつければ、いや雑種地でいいわということで、雑種地の55%にするということは、固定資産税を安くしたると、もう太陽光で使うのであればということで、玉城町はもう宅地なみ、多気町は宅地だけれども、雑種地に変えて税金を安くすると、こういう方針を出されております。

このことを少し、深く考えてみれば、多気町は太陽光発電を拡大し、遊休地の有効利用活用、そして、地域の活性化につなげる政策を明確にしているんじゃないかと、このように思います。要するに、地主にかかる税金は一般的に少なく、遊休地の利用で太陽光発電が拡大し、行政としては償却資産税、所得税、もしくは法人税で、町民と協働して、税収をアップしていこうと。こういう町としての政策が伺えます。

だから、地主さん、町民に優しい。そして、儲けるところからとったらいいやないかという政策が明確になっておるといことであります。多気町に比べ玉城町は、内規では税金はどこからでも取れるところから取る。宅地はそのまま、雑種地の税率は一律30%ということで、ごく単純なものであります。政策も考えていないように見受けられるわけがありますから、玉城町として町長の太陽光誘致に対して、どのような政策をお持ちなのか。ここをお聞きしておきたいと思います。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君。

○町長(辻井 修一) 町として太陽光発電を進めていく政策は持っていません。あくまでも、これはそれぞれの土地の所有者、個人の方の考え方の中で、事業を起していただいたら、それで結構だと、こういうことです。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 玉城町は協働やっていくと、いろんな意味で、この協働という活動は、いろんな幅の広い活動ができると思いますけども、多気はそういった意味では、住民の皆さんの土地の有効利用、活用していこうと、その代わり町としては、そういう業者または売電して収益が上がったところから税金をとっていこうやないかと、その代わりみんな協力してくれということで、税収アップを考えておるといことなんで、少し差があったと、だいぶと差があったと、このように思います。

今回、定められた、先ほど言われていましたけれども、メガソーラー、太陽光発電用地の土地評価に関する内規が定められました。この内容に当てはまる、今現在の太陽光発電施設というのは、何基あるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 現在、把握しておりますのは、町内に3箇所に対して課税をしてございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） これから増えてくる可能性、増えるということが見込まれていますので、もう一度その政策という意味では、しっかり皆さんで、税務課もいろんな皆さんで、産業振興課も含めて考えていただきたいということで、今回の内規については、当分変わらないと。変わるチャンスがあれば、またどんなことで変わるというのを教えていただきたいと、このように、これから議員としても思っています。

このメガソーラーというのは、普通一般的に皆さん、メガソーラーという内規をつくっておるのですけれども、このメガソーラーというのは、一般的には大規模太陽光発電ですね。これ1,000キロ以上のメガソーラーをいう。だから、僕は1,000キロ以上あるんかと、僕は聞いた。

この間、原でも新聞に出ていましたが、あれは950キロなんです。メガソーラーのこの用地の土地と言っとるのは、1,000キロワット以上ということになりますので、そんな僕は一般的に、この対象3箇所あるというのは、これは1,000キロ以上なのかということになるわけです。その辺が、この内規を設定してもらった場合、一般的に大規模太陽光発電と言っていますけども、調べてみると1,000キロ以上のことをいう内規になっておるので、内規をさっそく変えやないかんの違うかと。このように、町長は変えないとおっしゃっていましたが、そう思うわけで、とりあえずそれについてどうですか、町長。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻井 修一） 内規について不備があれば、それは訂正はしていかないかと思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） これは不備ですね、玉城町として、僕はこれを見た時に、課長さ

んみんなが考えたのと、この内規。僕は課長さんら、みんな検討してもうたかということと言いましたけれども、それは多分してもろとるはずや、小林副町長も含めて。その時にメガソーラーということに対して疑問を感じやへんのかと、みんな。変えるなら変えたらいいと、そんな簡単なもんなんですか、町長。それは困りますね、私は。ということで一層変えてもらうのであれば、雑種地をこの際、どう細分化するんかということ。それと、土地の一部をする場合がありますね、土地の一部。これ全部が対象になるかといったら、一部をする時はどうするのやと、それ内規に書いてないやんか。半分だけ太陽光したいというやったら、半分だけ雑種地に変えるとかね。多気なんか、皆細かく書いてある。そういうことも含めて。だから、僕は非常にこれを見てもレベルが低いと思うんです、玉城町は。みんなが協力して、そういうもんをつくったんかと、僕は残念に思いました、本当に。

それと、先ほど言われましたメガソーラーという文句を消さないかん。普通1,000キロやもん。そういうことを対象にしとるとのことなんで、それを直していただきたいと、このように思います。

多気町にこのことで、何回も私はお邪魔をしたんです、内規の状況をね。その時に、先ほど言いました雑種地の、玉城町は30%なんさなと聞いたら、多気はきめ細かくやっているねと聞いたら、玉城さんは職員が少ないでなと、こんなことを言われたんです。ということは、雑種地を決めても、そこ現地を見に行つて、それでこれは10%なんか、何%なんか、決めてかないかんわけですね。そうすると、住民の人はここやたら仕方ない、あそこと比べて、これだったら仕方ないで10%でいい。15%でいい、80%もある。道路沿いのいいところやったら、80%だと、雑種地でもと。みて納得が得られると。

うちは一律30%ですから、そういう意味ではきめ細かく、住民の納得を得ながら、この税というものを決めているんで、是非この辺も今後、しっかり税務課も、しっかり見ていただいて、町長に提案もして、多気町とこれだけ差があるということも、自ら認識をして、次年度の予算づくりということに対しても反映されるように、期待をしたいとこのように思います。

それでは、続きまして、次の質問に入ります。過去、一般質問をしてまいりました。そして、その中で、その結果どうなったかということが、なかなか見えづらいということで、今日、6項目ほどさせていただきますが、1点訂正がありまして、私は番号を間違っていました。要するに7件の、そういう項目をお聞きさせていただきたいと、このように思います。

まず1番目は、滞納対策の効果は出たのかということでもあります。これは振り返ってみれば、もう平成22年9月決算で、滞納を何とかせないかんという話になりました。提案してから、もう4年が経ちましたので、玉城町の町税等の滞納整理機構の体制を充実し、効果を出すということであつて、そういうことを趣旨にずっと継続して、この4年間取り組まれたと、このように思っています。

今年9月の25年度決算では、生活福祉課の所管する保育料については、これは効果が認められました。しかし、その他の全体については、取り組みの効果があつたとは、なかなか判断しづらいということで、このことについて取り組みをされてきた経過なり成果なり、予定の効果があつたのか、これは町長にお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻井 修一） 町長に町長につて、これはそれぞれ担当がおりますし、副町長に町の料税担当もさせておりますので、今の状況はそれぞれで現段階での取り組みの範囲は、お答えをさせていただきます。

○議長（風口 尚） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） 滞納対策でございますけども、この9月決算におきまして、生活福祉課関係の部分では、非常に効果が見えておると、先ほど奥川議員言われております、その通りでございます、この26年度の滞納整理機構といたしましては、それを参考にして、25年度中にも一応、話はさせていただいたんですけども、生活福祉課の滞納整理に対するフローチャート、それを参考にして各課それぞれ、それをつくるようにということが、25年度、お話をさせていただきました、その後、この26年におきまして、それが各課製作をしていただきました。それに基づきまして、この26年度は滞納整理については、そのフローチャートに基づいて、やっといこうということで、滞納整理機構の中で話し合いをしまして、情報共有をしております。

また、そのフローチャートに基づきまして、滞納整理をしておるわけですけども、今、現状、9月末現在でございますけども、昨年度の滞納繰越金額の徴収実績、9月末現在の徴収実績ですけども、それを今年度の場合と比べますと、住民税につきましては0.5%の増、それから、固定につきましては、申し訳ございません、1.6%の減になっております。軽自につきましては4.8%の増、それから保育料につきましては4.6%の増、住宅使用料につきましては0.6%の減、国保については1.7%の増、水道につきましても2.9%の増という形で、今、現状、9月末現在での滞納繰越分に対する徴収というのは、昨年よりは少しは効果が出ていると、私はふんでおります。

ただこれは今年度の前期分だけですので、この後期分につきましても、これから法令または規則等に準じて、きちんと対応をしていっていただくということで、滞納整理機構のほうとしては情報共有をしております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 数字は少し良くなつただろうということです。これは、最終決算で締めてみないとわからないんで、それは決算を楽しみにしたいと思っておりますけれども、私は一昨年、25年度でも、生活福祉課の担当者の方が、一生懸命こうしたいんだというビジョンを持っておられました。こうして頑張る、これは施策が持つておるから頑張れるので、今、聞いたフローチャートつくれたからって、これはできるはずがないんさ。具体的に何するかって、僕は聞いておるわけ。書いたらできるの。

○議長（風口 尚） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） 当然、滞納整理というのは、条例・法令に基づいてしなければなりませんので、新しいこんなことができるとか、そういう部分ではなかなか難しい。ただ当然のことながら、法令に基づきながら、やっていくことが、きちんと滞納徴収を上げていくということにつながると、私は思っておりますので、このフローチャートに則ってやっていければ、徴収は上がると考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） わかりました。確かに法律がするということが駄目なんな。僕は知恵を出せというところわけ、集め方に知恵を出せということなんで、だからフローチャートをつくったけども、そこで誰がどう動くんやと。どうして訪問して、お金をいただいてくるんだと、効率よく。こういう施策を明確にしないと、それぞれバラバラではいかなから、各チームがバラバラでもいかなと。それを小林副町長が責任を持って、来年の9月の決算には結果を出すということですよ。よろしくお願ひしますわ。

○議長（風口 尚） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） この滞納整理機構におきまして、そういう情報共有、当然それはやっております。ただやっておりますので、生活福祉課なり税務住民課なりの滞納徴収については、人物でいうと、同一人物という可能性も、多々ございますので、情報を共有しながら、徴収にはあたっていくと考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） じゃあ、よろしくお願ひします。

続きまして、2番目になりますけども、平成23年から3回ほど、この議場でお願いをしてきました。教育委員会が作成する教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書が正式に、昨年9月に25年度版という形で、正式に提出をいただきました。

教育長とは、何度かこの場で話をさせていただきましたが、やっと作成をいただいたということでもあります。前回の9月の議会の冒頭でもお願いをしましたが、現在、教育委員会のホームページでも、この点検評価報告書は公開をされていなかったということですね、そして、この点検評価報告書を作成するために、誰が作成するかを定める。教育長に対する権限委任規則の改定も、まだされていないと、このように思い、9月からもう3カ月ぐらい経ちますけども、残念に思っています。このご認識と今後の対応策を教育長にお聞きしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 点検評価につきましては、私どもホームページの改修がありましたので、ちょっと遅れておりましたけれども、今、載せさせていただいております。皆さんが見ることもできるようにさせていただきました。ホームページの改定が遅れましたので、その関係の件であります。はじめから載せる予定はしておりましたので。

それから、この点検と評価については、教育委員会が出すということになっておりま

すので、そういった点で、教育委員会が報告するという名前で出させていただいております。

それから、その権限委譲につきましては、それら来年度4月から新しい教育委員会制度が変わってきます。その関係で、新しい教育委員会制度が導入されるに伴って、教育委員長、教育委員、教育長、そのほかの教育委員会制度さまざまなことが法律で変わってくるようになります。かなりたくさん法律を変えなければならないということで、一応その目途に、その規定、規則改正等も検討していきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） まずホームへの掲載は、コンピューターですね、パソコンが遅れたんでということでしたけども、今現在、載っているんです。4、5日前に抜けておるやないかということで、載せていただきました。だから、その認識は前から載せられたけども、認識がなかったと、私が言ったんです、載せやなあかんと。忘れておるんと違うんかと言って載せてもらいました。

それと、来年4月から法が変わるということは、じゃあ25年につくったこれは、正式なものじゃないんですか。これを正式にしようと思えば、もう変えてないといかんわけ。わかる、ちょっと待って、これはそういうルールに従ってつくったんか、教育長がつくったんか、教育委員会がつくったんか、どっちかと。教育委員会がつくったというのであれば、それを法を変えておかんと、この25年度、折角つくってもろたやつが、教育長がつくったんやと、こういう話になるわけさ。

ですから、これはこれを正当なものに仕上げるために、法を変えておかないと、正規のものにならないですということなんで、来年4月では遅いんで、できれば早く変えてもらったほうが、折角つくってもらったものが、教育委員会がつくったという、あれがないんですもん。それを変えておかないと。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 教育委員会は教育長も組織の一部でありますので、そういった点での合議として、この教育委員会名で出させていただいたという認識で、私どもは思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 勝手に思ってもらうのはいいんですけども、ルールからいくと違いますから、教育長だけ満足しとるということになりますので、これは玉城町の教育委員会として、新しい教育委員長さんもみえましたんで、そこはきっちりメリハリをつけていただくということでお願いしたいと、このように思います。

続きまして、全国学力テスト、これは北川議員さんから質問がありましたけども、これ公表、私も一緒だったんです。町長いろいろ言われていますけども、1番って、もう公表していいんかということで、いやいや教育長に聞くと、そうでもないということで、ちょっと町長が滑ったんかなと。

それで、先ほど聞いたらしいことだけ言っていると。それはいかんやろと。いいことだけ言っておるんやったら、悪いこと、私はいっぱい悪いこと言うてるんです、ここで。町長はいいこと言うけど、町民の皆さんに、私はこの場でこの間、広報も出しました。こんな課題があるんやと。玉城町なんとかしましようにと言うてるけど、町長だけいいこと言って、玉城町いまいちやと。

でも、我々は税金を払っている、町民の皆さんが。それがどう有効に使われていって、滞納も多い、こういうこともあるということは、町民の皆さんが理解をして、町民の皆さん方が力を合わせて、玉城町を支えていこうと。町長が支えておるわけではないので、皆さんに支えてもらっている以上は、こういう課題も共有して、良くしていく。職員の皆さんもですよ、皆さんも。という形でありますけれども、町長が口が滑ったといえることで、教育委員会として、その話を聞かれたと思うんです。山口教育長も上村教育委員長さんも、これは公表しないと言っているのに、町長は公表したということに対して、何かチェックかなんかされたんですか、町長に。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 玉城町は公表は、分析結果の公表はしております。県のホームページで、玉城町のクリックをしていただくと分析結果と結果、分析結果を内容的に指導にいかすという形での分析を、各学校からの文章で載せさせていただいております。そういった点で、玉城町は公表するののかというのは、教育委員会としては指導にいかすということが、本来の今回の学力調査の趣旨が前提となっておりますので、そういった点での点から、いわゆる公表はさせていただいておるところであります。

教育委員会としては、平均正答率を重視しているわけではなしに、テストの設問ごとの正答率を見て、児童生徒の間違いが、どんなところにあるかどうかということ、分析して把握してやっていることが。

○議長（風口 尚） 教育長、奥川議員に。質問についての答弁で、違いますか。申し訳一回言ってください。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 町長が1番だと、三重県で1番になったということに対して、教育委員会、教育長としては、これはあかんやないかと、それは言っていないか、悪いか、言われてから、町長に対してなんか物を申されたんですかと、僕は聞いたんです。

○教育長（山口 典郎） 私は言っておりません。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻井 修一） 北川議員にも答えたように、そういう情報を得ましたものですから、それは当然のことながら、子どもたちの頑張りや、いい成績は。

○7番（奥川 直人） それは聞きました。

○町長（辻井 修一） それは言ったとおりで、奥川議員と違うところは、悪いところを言って、子どもたちがよくなるんか。悪いことを言い並べて、玉城町がよくなるんか。

それは君と違うとこ、以上。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 私が聞いたんは、町長がそういうことを言われたことに対して、教育委員会は、そういうことを言わないでくれと。本来そうですやんか。そうですやろ。公表しないんですから。公表してええの。じゃあ、ちょっと待つて。意味がわからんな。じゃあ公表されるんですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 分析結果の内容は公表しております。

○7番（奥川 直人） それ聞いているやんかな。もう話にならん。議長、町長が一番やと、三重県でね。言ったことは、教育委員会としては問題と違うんですかと。それは言わないでくれということと言われたんですか、町長に。町長を誰かチェックする人はいるんです。そんなええことばかり言っておったら、ちょっと待つて町長という機能がいるんで、それは教育委員会のことやったら、教育長なり教育委員長が、これはもう公開しないとっておるんだから、それは町長まずいと違いますかということと言われたか、言われなかと聞いておるんです。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 私は言うておりません。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） わかりました。こういうことは、教育のことは教育委員会が主権を持って、権限を持って、されると。教育長が許可もしてないものを、町長が1番やったということで、お互いそれは今後もあるかもわかりませんので、各皆さんも各機能も、やっぱりそこは言わない、ルールをきっちり守って、進めていただかないと、また、今回のことを再度、繰り返さないように、是非、お願いをしたいと思います。

続きまして、次いきます。次、町所有地の未登記、これもやりました。未登記問題、2年前の質問です。今、町道になっていますが、土地の所有者はまだ個人だと。町道になっていきます。でも、個人の土地になっている、登記上は。その分、役場としては、固定資産税は免除しておくはというルールになっているようです。要するに、先ほど言いましたように、登記ができてないということです。登記変更は今後も、将来たくさんお金がかかりますね。測量をして、やっていくわけですから、今後、負の遺産になる可能性もあるので、その都度、解消していくという、それも計画的に解消していただきたいということなんで、目に見えませんが、これも。

でも、町道になっていながら、人の土地やと、これ登記を変えないかんと。じゃあ測量してすると、これ結構お金がかかる案件が非常に多いということを、今から聞くんですけども、前回の時は、他の町の取り組みもお話をしました。他の町でも、これ問題なんですと。過去から累積されて、何百件とありますと。今は2名の専任において、できるところから進めています、こうおっしゃっている市町がありますので、玉城町はあれか

らもう2年たったんですけども、未登記の件数、今現在、全部でいくつあって、解決できたのはどれぐらいあるのかというのを、お聞きをしていきたいのと。また、今までどう進めているのか。実態を僕は聞きたいんです。この2年間、実態として、どういう進め方をしてきたんだと。それから、今後どうしていくんだということも含めて、お聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西豊君。

○建設課長（中西 豊） 奥川議員のお尋ねの町有地、町道の未登記問題ですけども、平成25年4月1日より過年度未登記土地の処理方針というのを、ガイドラインですけども、作成をいたしまして、年間10から20筆を処理していきたいという方針を立てております。その時点での課税データから想定される未登記件数が383筆ございます。今現在、進行形のものも含めて、16筆を町有の名義に分筆、所有権移転をしております。ということで残りが367筆ということになります。実像の状態ということですけども、やはり、それを専任してする体制が、今とれない状況ということで、町民さんから申し出があったものを、あるいはこちらで気付いたものから処理をしているという状況でございます。今後も先ほど申し上げた、ガイドライン、処理方針に基づいて、粛々と進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） これを今、進めておられるということですが、住民から要望がある。これみんな要望してもろたらどう。要望があるって、みんな気付いたもの。みんな気付いとるやん、どこに何筆あるって。だから、その気付いているやつを計画的にとりするんやて、僕は聞いておるわけで、何かやるのは、住民から要望があって気付いたもの、みんな気付いておるやん。気付いたものを、どうしていくんやということを、僕は聞いとるわけやんか。それを計画的にね、難しいものもあれば、古いものもあるよ。でも、それは手がつけやすい、早く済む、できることから進めていくという考え方でないと、何も要望がなかって、みんな気付いておっても、気付かんたら進まへんと思うんで、だから、そういうことを分析をして、今年度これをやろう。お金もかかるやろ、これ。これ幾らかかったの。この16筆やるのに、幾らかかったん。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西豊君。

○建設課長（中西 豊） 具体的な数字は持ち合わせてないんですけども、少なくとも1筆50万、60万ぐらいはかかっておると認識しております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） これは前回も言ったんです。これやるのにと1億2、3千万、4、5千万、これぐらいかかってくるんで、それは今どうしても処分しなくてはならないし、代が変わってまたもめることも出てくるかもわからんということになるので、できれば、そういうことね、もう少し計画的に進めていただくということで、ちょっとしつかりまたやってください。すいません。ということで、こういう課題も現状に残っていますと。

続きまして、第5次総合計画ですけれども、これは今、前期の途中を、今、進めています。5年間のうちね。今後、後期の計画を28年度からの5年間、これは町の皆さんがつくろうということで進めていただいています、本年度の予算に280万円、この計画をつくる予算を組まれているわけでありまして。ということは、27年度中、来年の3月中には計画をつくらないといけないということになりますと、その計画を作る段階で、準備をしてかないかん。それは、今までは前期の計画です。前期の計画の課題なり、いろいろなものを分析して整理をしていかないかん。でないと、またいいものがないということなので、今まで5年間じゃない、今4年目ですね。この前期の計画の4年経過をしていますけども、あの計画はどうなったんやろと、チェックをされているんだろうかということ、疑問に思って今回質問させていただきました。状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今現在、第5次総合計画の後期の基本計画の策定に入ったところでございますけども、これに対しての課題、反省点ということでございます。今、総務課としましては、この課題と反省点につきましては、まずは2つ、特に感じておまして、まずは指標に前期はこだわり過ぎたのじゃないかなと、私は思っております。

それから、2つ目は協働のまちづくりの推進計画が、思うように進まなかったのじゃないかという認識です。この点につきましては、まず1番目の指標につきましては、定量的な指標、・・な指標の特性をいかして達成状況を把握していきたいと、このように思っていますし、また、協働のまちづくりについては、住民に伝えるという手法、これが明確に確立されてなかったように思いますので、協働のまちづくりを進める中で、協働で進める方針、住民と行政の役割分担をしっかりと示すということをもって、重点課題を明確にしながら、戦略性のある計画づくり、またPCDAのサイクルのマネジメント、このものを確立しながら、後期の基本計画の策定を進めていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） これから後期ですね、後期の総合計画はこうありたいという、林課長から今、答弁をいただきました。今現在、前期の計画がどうチェックされているかと。そして、それが後期へいかされやないかんわけですよ、これ。そのチェックがきちっとできて、年度・年度ですよ、チェックができて、その結果がどうなっているかということは、議会にも報告がないんで、そういうものはできているんですかと。それがないと、今後こうしたいというのは、あってもいいんですけども、過去こういう課題があつて、こういうことを整理しながら進めてきたから、次があると。これはチェック、アクションです。先ほど言われた。Plan・Do・Check・Actionのチェック・アクションが前期の計画のチェックができて、後期のアクションをどう起していくんだという時に、前期の総合計画のチェックはできていますかと、こういうことをまずお聞きをしたいと

思うんです。しっかりできておるのであれば、それでいいし。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 現在その件につきましても、後期の基本計画の策定の中で、今回の目標指標の検証ということをやっております、これまでの実績評価指標から、毎年の指標業務の進捗状況を今、把握しております。それを受けて、実施計画、予算に反映させる指標をつくっていききたいということで、実際その前期のものにつきましても、後期の基本計画の策定の中で、必須事項ということで、これを今、計画してやっておりますということです。詳しいことは、もう少し補佐のほうから説明を補足させます。よろしくをお願いします。

○議長（風口 尚） 総務課長補佐 見並智俊君。

○総務課長補佐（見並 智俊） 総合計画第5次につきましては、実際、毎年・毎年、事業の検証シートというものを、各課それぞれの所管課におきまして、提出をしていただきまして、それぞれ毎年・毎年、計画に対して、どのように進捗をしておるかということを検証しております。現在、25年度までにつきましても、それぞれの課から上げていただいたものを、今とりまとめをしております、また、26年、27年につきましても、引き続きさせていただく中で、後期の基本計画策定の中に、施策のなかに生かしていこうということで、今、とりまとめをしております最中というところでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） わかりました。まず先ほど言いましたように、反省という部分をしっかりしていただいて、それと前回、非常に遅れたので、この前期の場合、つくるときは非常に1年ぐらい遅れたんです。現実には、計画自体が。今回は早くできるように、お願いしたいと思います。

続きまして、6番目にあります、玉城町世古の地内にあります農地が、平成20年に、今から6年前、農振除外をして、ちょっと私もここで何度か、一般質問をさせてもらったことがあります、役場としては、農家分家住宅という形で名称を、農家分家住宅を推進していくということで、農振除外をしました。玉城町としては、この農家分家住宅の利用基準も決めてもらったわけですが、どういう形でこの農家分家住宅を利用していくんだというルールも決めていただきました。

当時この農振除外に対して農水省、東海局長から辻村町長あてに勧告が出された。これ皆さんご存じだと思います。その回答を、勧告の中に質問がありまして、それに対して玉城町として回答している。この質問状の中には、この農振除外をした土地、計画策定日から5年を超えない日までに、事業が開始される見込みがあるのかという質問がありました。それに玉城町の役場としては、答えています。5年以内に開始される見込みがあるのでと判断をして農振除外をしたと。もうあれから6年経ってしまった。

見てもらったわかるように、あそこそのままですね。あのことについて、町長としてこの見込み違い、または法を守っていくという意味で、どのようなアクションを起し

ておられるかお聞きします。

○議長（風口 尚） 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君。

○農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司） お尋ねの件でございますが、21年に農家分家住宅目的で、農振除外をした世古の土地でございます。これにつきましては、21年に農地転用許可を出ささせていただいております。同年三重県が開発許可をさせていただいております。したがって、5カ年ということでございますが、21年から除外をさせていただいてから、開発許可が同年出ておりますので、これは事業のスタートと見なさせていただいております。中身につきましては、当然のことながら、農家分家住宅目的の許可という格好になっておりますので、開発側ども誓約事項の中で、転用目的についての確認をさせていただいております。

今後も転用目的に沿いました建物が建設されるように、縷々干渉していきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 時間が迫ってまいりましたけども、いつ元の農地に戻すかと、基本的には農地に戻しなさいということも言われていますので、8年経って、闇に葬られるようなことがないように、これは行政が、そういう農家分家住宅という形で、一定の県の許可を得るために、そういう提案もして、合意もしてきたことですので、責任を持って、あの土地が有効に使われるように進めていただきたいと、これはお願いをしておきたいと思っております。

最後の質問になりますが、私は12月8日に、私の議員活動の広報を出させていただきました。これは前回の9月の一般質問でご存じのように、合特法と合理化計画について、町民の皆さんは少し新聞を見ていただいて、ご理解をいただいたと思っております。今後、そういう意味で計画ができない以上、お金がどんどんかかってくるということになりますので、この状況について、前回、責任者はもう町長しかいないと。推進するのも町長しかいないということで、町長の今の現状の進捗状況、それと業者さんと合意を得た計画、合理化計画づくりにどのようなアクションを起しておられるのか、町長にお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員一人が反対でしたけども、ああいう形で議会で可決をいただいて、町の姿勢が示されたわけでありまして。予算措置をいただいて、合特法に基づく支援をしていくと。こういうことで、10月から説明させていただいておる内容に基づいて、業者さんに業務の委託をしておると、そういう状況でございます。今後、いろんな関係等との協議は進めていきたいと、こんなふうに思っています。現在、進行中です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） とりあえず私一人だけ反対をしました。でも、これは議会からもこの計画を早くつくってくれということ。それと、菊狭間、そうすると菊狭間の解散が必要ではないかということで、玉城町議会からもそういう要請はさせていただいていま

す。どういう気持ちで皆さん反対されたかわかりませんが、今、町長は皆さんから合意をもらったから、もうこのままいくということで、おっしゃっていますので、私一人頑張って反対をしているんですけども、特に業者さんの関係につきましては、今現在、菊狭間について、もう道路の清掃もしとると。道路の清掃も今、実質やっておるわけです、清掃もね。だから、非常に職員の方が仕事に対して、明和町と玉城町の差も出てきていると、大変、僕は明和町は、明和町の町長が管理責任者ですから、非常に危機感を感じておられると、このように思いますので、是非、町長は今のままでいくと言いますが、課長さんらもみんな協力して、こういう毎年3,100万ずつ余分にかかっていくというものについては、早く解消していただけるように、新任の副町長も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） あのな、勝手な解釈をして、不安を煽るようなことは困るんさな。そやで、今、答弁で申し上げたように、現在、進行中で、今後解決に向けて取り組んでおると、そういうことです。以上。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 町長、そんだけでは意味がわからん。何をしてね、解決に向けているんやということが、何がっていうんが、主語がないと理解できないです。じゃあ、何をやっておられるんですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 奥川議員がちょっとご理解いただいてないと思いますので、ちょっと補足させていただくんですけども、9月2日の全員協議会で、合理化計画というのを出させていただいたと思います。これにつきましては、玉城町として当然やっていかないかん計画で、作成は遅れておりましたが、作成させていただきまして、この中でうたわらせていただいておりますのが、し尿の減少量に応じた減少額、その部分をこの計画の中で、2業者との合意が得られたもの、業務から順次出していって、その減少額に見合う分の業務を出していくという計画を出させていただいたと、そのように考えております。それで他の議員さん方については、その数量もお出しさせていただいておりましたので、それに見合う今年度の分を出させていただいたということで、ご理解をいただいております。30年度の見込みもほぼ同じ減少量、推計に基づく金額を出すような格好での計画をお示しさせていただいた。そのことに対して、ご理解をいただいたと私は考えてございます。

○議長（風口 尚） もう時間です。

○7番（奥川 直人） あれが正式な計画と伺っていませんし、し尿処理量の推移はいただきました。あれはまだ案かという認識はしていますし、それはそれで、業者の方の合意を得ておるのかということも大事なポイントだと思いますので、その辺をわかるように、また説明をいただければいいかと思います。今日はこれで終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川直人君の質問は終わりました。
一般質問の途中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時12分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

最後に、5番 中瀬信之君の質問を許します。

5番 中瀬信之君。

《5番 中瀬 信之 議員》

○5番（中瀬 信之） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書にしたがいまして一般質問をさせていただきます。今回は、2点の質問をさせていただきます。まず1点目は、米の消費拡大と食育について、2点目は予防接種率、健康検診率の向上対策ということで、お伺いをいたします。

1点目の質問につきましては、前段の議員からも質問がありましたので、私からはいろいろ質問すると思いますが、重なるところをご容赦願いたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

それでは、1点目の米の消費拡大と食育ということで、お伺いをいたします。米の消費は食料自給率の向上と大いに関連し、我が国にとって重要な問題であると考えております。日常生活において、私たちの食事の中で、お米を食べることは、米の生産農家である私の家においても、大きく変化をしてきているのが現状です。食の多様化ということが、そういう状況をつくっているのではないかと考えております。

昨年は、和食がユネスコの無形文化遺産登録や海外での和食のブームなど、日本の食文化の良いところを、さまざまな方法で紹介されております。しかしながら、残念なことに米の消費は年々減ってきているというのが現状ではないでしょうか。

総務省が行っている家計調査というのがありますが、2人以上の1世帯あたりの米の購入金額というものが出ております。調査として比較可能な昭和38年以降、一貫してパンの購入金額よりも米の購入金額が多い状況が続いていきましたが、これ平成23年になりますが、はじめてパンの購入金額が、米の購入金額を上回ったということであります。この状況は今も続いていると思っております。

私たちはこの状況を、よしとするのではなく、この玉城町にあって、特別な思いでこの数値を見なければならぬと思っております。

古来、水稻の生産地である、わが町においても、米の消費は年々減少していると思われれます。当町として米の消費拡大を実行することは、重要であり、今、行っているさまざまな対策だけでは、今、以上に米の消費を伸ばすことは難しいのではないかと考えております。前段の議員の回答の中に、どのような対策をしているかということで、学校

給食の取り組み、ふるさと納税に関する景品、玉城カレーなどということ、町長が言われておりますが、はたしてそのことだけで、玉城町の米の消費というものを、今以上に伸ばすことができるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

また、今後、今以上の米の消費拡大を図るためには、どのような新たなことを考えておられるのか。もしそのことがお持ちであれば、お考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員から米の消費拡大についての、まずはご質問いただきました。大変難しいことだと思っております。これは玉城町のみならず、こうした日本人の食生活が随分、変わってきて、ご認識のとおり消費が少なくなってきた状況でありますから、なかなかこれは、どういう方策がいいのか、難しいことだと思っておりますが、やはり、そうは言いますが、一つひとつ取り組めることを取り組んでいくということしかないなと思っております。

前段の北議員の質問でも答えさせていただいておりますけれども、やはり引き続いて各種の施設での米の利用促進をはじめ、ふるさと産品での「伊勢ごころ」が、非常に人気がよくて、今、少し県下の中でも力を入れてきた市町もありますけれども、玉城町のふるさと寄附の件数は、10倍、100倍どころか、やっていない自治体と約千倍近い差がございます、そのところでの、4月からは申し上げておりますように、3,800件の「伊勢ごころ」の新米の注文がありまして、俵数に換算いたしますと600俵、そういうところもあるわけであります。

いろんなことを、そして申し上げております、二重になりますが玉城カレー等の中での利用、あるいは今後、JAが今、工事中でございますけれども、本年度中には完成の予定で、北部ライスセンターが、今、工事しておりますけれども、一等米比率の向上が、少し期待できると。あるいは飼料米等の利用促進ということも、いろんな手立てを講じて、消費拡大に図っていかねければならんと、こう考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長から前段の議員の回答と同じようなことを言っていたと。米の消費は認識の中では、非常に難しいと、町長は考えておられるわけですね。そういう中で、玉城町、農業を基盤として発展した町にとっては、このことをただ難しいというだけではなくて、将来に向けて消費が拡大できるようなことを考えなければならないと考えておりますが、平成27年度に向けて、何かこれという対策は考えておられますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） また、担当のほうからも考え方があればですけども、やはり先ほども一部ありましたが、消費者の皆さん方の好みに応じた米をつくっていくという、

これは全国各地まさに競争です。米どころは全国たくさんありますから、今、先ほど北議員の話にも答えましたけれども、いかに安心な米、いかにおいしい米ということで、玉城の人気はあるわけでありまして、また、もう一つは、やはり最近特に健康志向であります、健康についての何か成分の米が、品種改良できないかという研究も進められておるわけでありまして、そういったことの何としても、玉城の米の良さ、これを評価していただけるようなことでないと、なかなか全国各地の競争には厳しいな、こんなふうに思っています。

したがって、これは他の施策でもそうでありまして、今までのいろんな施策を講じて、やはり国の制度、あるいは補助金が使われてまいりましたけれども、これからはより地方創成の考え方もありますけれども、意欲のある農家の皆さん方、それを積極的に支援をしていくということが要ると思っておりますし、また、それぞれで以前、私も一緒に議会の皆さん方と行って、連れてもらいましたけれども、石川の羽咋のようなところ、1俵が4万3,000円で取引があるということも、事例もあったわけでありまして、そういったことのいろんな現場へ出向いていただいて、勉強もしてもらおうと。そんなことを積極的に関係機関と連携をとって、進めていくということが、これから要ると思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 米そのものの生産の方法であったり、作り方であったり、さまざまなことがあると思いますが、私が今回このことを質問したのは、消費拡大に伴って、食育と言われるところで、どういう働きをこの行政がするのかということが、私としては主になってくると思っております。物の考え方を変えることによって、新たな食の取り組みが違ってくるのではないかなというようなことからです。ただおいしいものをつくって、これを食べよということだけではなしに、食に対する考え方ということの、考え方を変えられれば、そういうことも可能になるのと違うかなということなんです。

一つ町長に質問を、この中でするわけですが、日本型食生活ということは、もうご存じだと思うんですが、これは玉城町の食育計画書の中にも書かれておりますが、日本型の食生活とはということで、少し説明をさせていただきます。日本の気候風土に適した米を中心に、魚や肉、野菜、海草、豆類などの多様な副食、これおかずというんです。それを組み合わせて食べる食生活、これを日本型食生活と言います。

日本型の食生活は健康的で、バランスに優れており、また調理方法の工夫などにより、日本各地で生産される豊かな食材の持ち味をいかした、多彩な食材ができるということでもあります。そのようなことから、日本型食生活の実戦を推進していくということは、これは行政の立場としても、脂質の過剰摂取の抑制であったり、米の消費拡大を通じた食料自給率の向上や各地で古くから育まれてきた、貴重な食文化の継承にもつながるのではないかと考えています。

町長に、日本型食生活を子どもや町民の皆さん方に進めることは、玉城町にとって望

ましいことと考えるのか、お伺いをしたいと思います。これは考えておる、いないで結構です。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これは当然のことながら、健康で町の皆さん方が暮らしていただけるための食生活というのは、これはそれぞれが自覚をしていただくと。日本型が今、評価されておりますけれども、やはり健康はバランスではないかなと、こう思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 食はバランスでありまして、いろんな食事をとりながら、生活をしていくというのがありますが、世界各地においては、日本食ということが広く見直されていて、そういうことに憧れているというところもあろうかと思えます。我が日本においては、そういう食生活が、最近少なくなってきたというところから、新たなこういう日本型食ということに、目を向けて取り組むのも、一つ消費拡大につながるのではないかと思っております。

その中で、これ教育長にお伺いするわけですが、3月の一般質問の中で、学校給食で私は和食の取り組みということで、質問させていただいて、学校給食の中に和食を出すんですけど、そこにも牛乳が入っておるとか、本来はお茶のほうがいいんですけども、牛乳が入っておることが、どうですかという質問を、ちょっとさせていただいた中で、教育長はそのことは、非常に不自然に思いますという回答を、答弁されておりました。

そのことについては、一度教育委員会の中で、食についていろいろ考えたいということをおっしゃっていただきました。教育委員長も新たに変わられて、その食に関する取り組みについて検討されたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 和食についてのその話がありましてから、栄養教諭等と話をしたんですけども、牛乳等がカルシウム等を非常に含んでいるということで、もしそれがなかった場合、代替食して骨の小魚のちょっと乾したものがあるんですけども、それを食べさせるということで、牛乳をなしにするという話もしたんですけども、子どもたちの中で、やはり水分が欲しいという中で、牛乳を子どもたち、いろいろ調べてみたところ、ご飯と牛乳というのは、我々は異質なんですけども、子どもとしてはわりとすんなりと受け入れられている状況があるということで、子どもたちの中にも、そういうふうな牛乳、今日はないのという感じでの話もあったようです。

そういうような点では、まだまだパサパサしてしまう代替の小魚とか、そういうものについては、なかなかまだ難しいかなと思っております。ただ、今後また三条市のほうで、新潟の三条でしたか、そういう取り組みをして、牛乳をなしにしたというところもありますので、またそちらのほうの資料も見せていただきながら、検討していきたいと思っております。

ですから、現在の時点では、今、牛乳をなくしていくというのはありません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 私が今、聞いたのは、教育委員会の中で、そういう話を議題として、取り上げて話がされたのかどうかということです。子どもたちにとっては、牛乳が給食の中に入っておって、これは当たり前という観念はあろうかと思いますが、今、町長に私は日本型の食生活について、子どもや町民に推進していくことは、非常にいいことだと言われておりますが、そういう日本型の食生活というには、基本的には牛乳は含まれていないと思います。そういうことがあることから、さまざまな方向で教育委員会の中で、話し合いがされると言っただけで、どうなんかなど。新しい教育委員長さんもおみえになりましたので、されたのかということです。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 教育委員会内で検討するというのは、いわゆる栄養教諭の献立をつくる段階の中で、どうこうできるかどうかという話し合いをさせていただきたいということで、定例教育委員会の中で、そういう話をするということはしておりません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） また、あとで見ていただきたいと思うんですが、3月の議会の中では、教育委員会で一度そういうことについて、話をしたいということをおっしゃっていますので、教育委員長さんも、その時のことがわからないと思いますので、一度その時の議会の資料を見直していただいて、また、検討していただきたいと思っております。

玉城町で食育の推進計画というのがありますが、その中で町をあげて食育を推進していこうというのが、大きな姿勢になっていると思います。こと学校においては、日々の給食で食育を実践しているというのが現状にあるわけでありまして。米の生産地である玉城町にとって、米の消費拡大は重要な役割であると考えています。また、学校で食育を進め、ユネスコ無形文化遺産である和食文化の良さを伝えるためには、主食である米飯の役割が大きいと考えております。当町の持つ役割を考えるならば、学校給食で私は100%米飯化を早急に取り入れることが望ましいと考えておりますが、これは町長並びに教育長の考えを伺いたいと思います。まず町長からお願いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 確かに米どころの玉城町が、米の消費拡大は大事なことだと認識しております。しかし、学校給食というのは、前も申し上げておりますように、保護者の方から給食費を頂戴して、そして、さまざまな給食の中で食のあり方を教育しているということでもありますから、私からは教育委員会には、保護者や子どもたちの思いに合った学校給食を推進してほしいと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 100%米飯ということでおっしゃるんですけども、学校給

食で子どもたちに、北議員の答弁の中にも、お話の中にもあったと思うんですけども、声があがっておりましたので、先々月になります、10月締め給食アンケートを実施しました。その中で、今までの米飯の3回プラス5の付く日を含んだ米飯食と、パン2食でどうかという質問の中で、全体の子どもたちでは49.7%、小学校では44.9%、中学校では59.3%と、6割を占める割合で、今のままでいいということ、子どもたちは言っております。ですから、そういう点では、やっぱり3回と2回というのが、バランスのいい、いわゆる食事なんかと思っております。それで、我々としては、和食もあって、洋食もあって、教育ですから、いわゆる食の教育ですから、いわゆる学校の食の教育ということは、米飯教育、米飯食を進めるという教育ではないと考えています。それは戦略の意味で、米どころの玉城町はそういう形で、米づくりを盛んにやっていくということはあると思うんですけども、今回、戦略として玉城町の米を使って、食べさせていくという取り組みをやっておるわけですから、そういう点では、学校現場というものに、和食の教育だけやなしに、いろんな食の教育をやっていくというのが、教育だと思っておりますので、子どもも子どもたちに和食も洋食も中華も、パンもご飯も、いろんな食の広がり、子どもたちに体験せることが教育だと思っております。その中で子どもたちが、将来いろんな食を選択していく力というのを、つけていくということが大事だと思っておりますので、学校現場ではそういう点での食教育というのは、一方に偏りをするのではなしに、さまざまなありとあらゆる広い教育、食の教育をやっていくということで、食のベストミックスと、前回もお話させていただきましたけども、そういう姿勢でおりますので、今のところ全く変える気持ちはありません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 教育長、山口教育長の考えということは、よくわかりました。それと、きっぱりとしないと返答をもらう予定は、全く私もしておりません。この場で質問したことについては、それを真摯に受けとめて、いろいろ検討するというのが、そちらの立場だと思っておりますので、即断で、する・しないの回答をいただくとは、何も予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと。

それで、町長については、今、教育長がそういうことを言われておりますが、日本各地には米飯給食を100%にしているところが、たくさんあります。今、教育長が言われた三条市というんですか、そちらも市長の考えのもとに、100%米飯を実行しておる。そこは例えば牛乳もおかしいのと違うかということで、牛乳の取扱も今、やめておる。それは、栄養バランスとか、そういうことから考えれば、食の組み合わせを考えることで、何も問題がないということが言われております。玉城町の町長である、辻村町長にとっては、この玉城町の米の生産地ということを考えるならば、今一度100%米飯ということは、主たる考えになるのではないかなと思ひがあるので、何回もこの質問をさせていただいているわけでありませう。

一つデータをいいますと、学校給食は180日から190日ぐらい、実際されておるんで

すかね、年間で。1年365日あって、1日3回食事をすると、1,095食、そのうちの約190食が学校給食ということになりますと、17%程度です。基本的には、食に関することは家庭の中で、さまざまなことを食べられて、今はパンが朝食に食べられたり、昼にうどんを食べたり、そばを食べたり、パスタを食べたり、いろんなことをしておると思うんです。あえて学校教育の中で、パンを取り入れるとか、そういうことが必要なかな、この玉城町でという思いがあるので、そのことを話させていただいているところがあります。

町長、今、教育長がきっぱりやらんと言っていました、町長の考えはどうなんでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 週3回と5の付く日にやっておるという実態です。それでいいんではないかなと思っております。中瀬議員、もうちょっと答えてもいいかな。もういいか。そう。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 将来に向けて、いろいろ検討していただけるかどうかということをお伺いしたいので、現状で満足しておるということが、最終の回答であれば、それで結構です。教育長も5の付く日にご飯の日とか、いろいろ言われておりますが、11月の先月、玉城町の給食の割合を見てみますと、17日間です、給食があったのは。その中で、米飯、これ米飯といっても麦の入った米飯ですよ。麦飯というんですか、あとに聞きますが、その麦はどこから仕入れておるのかと、どこ産かということも、お答えねがいたいと思いますが、米飯が11日、これ64.7%、パンが5日、29.4、麺が1日、よく言われますように、3日が米で、2日がパンということですよ。

インターネットとかホームページを見てみますと、全ての市町がこういうデータを公表しておるわけではありません。玉城町の中身について、ネットで公表しておりませんので、いろいろ見てみますと、例えば鈴鹿市、18日間給食があって、米飯が15日、パン食が3日、これ83%が米飯です。四日市市、これは18日給食がありまして、18日米飯です。パンが1日ありますが、あそこは選択性になっておって、どちらか選べることができます。ということは、全て米飯食になると。亀山市においては、17日中、米飯が17日、パンという日もありますが、これも選択性でパンもご飯も選べるという状況です。伊勢市においては、18日ありまして、週1回です、米飯が。玉城町は米の産地や産地やというわりには、週2日はパン、伊勢は私たちよりも米の生産という意味では、全体の割合は低いと思いますが、そちらにおいても米飯が77%という状況あります。

こういう状況を踏まえて、どのような考えをお持ちですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） さっき断言させていただきしたのは、子どもたちのアンケートを基に、子どもたちのアンケート結果が出されたということで、そういうことで言わ

せていただいたわけですが、教育委員会としては、やっぱり子どもたちのアンケートをとった以上、それを支持していくのは当たり前のことと思っています。それが一つ。

それから、議員さん3月にも聞かれましたし、以前からもこの質問を投げかけてみえますので、何回も何回も同じ質問ですので、私どもは今回ははっきりと、そう言わせていただきました。

食教育のほうで、パンと米の比率を、各市町と見ていただいたわけですが、実はパンの業者が、今、非常に少なくなっています。うちのパンも津からわざわざ運んでいただいております。松阪の業者のほうで、異物混入でストップになっておりますので、津からというので、全体的に今、各教育委員会ではパンの供給源をしてもらうところが少なくなっているんで、米に変えていくというのが一つです。

それから、もう一つはいわゆる業者に委託を、全く食教育で委託しておりますので、そういった点からは、ご飯のほうがつくりやすいということがあります。ですから、手軽にそういうパンを別注文するよりも、ご飯を自分とこで炊いてやっていくというのが、多いですので、そういった点での各市町の様子がありますので、うちとこの状況と、また各市町が多いという状況は、ちょっと違いがあるのかなと思っています。

○5番(中瀬 信之) 結構です、麦飯の中身を説明してください。

○議長(風口 尚) 教育長 山口典郎君。

○教育長(山口 典郎) あれは三重県産になっております。農協から仕入れますので、JAから仕入れますので、三重県産の麦と一緒に、玉城産米と一緒に。

○5番(中瀬 信之) どういう麦を使われておるんですか。

○教育長(山口 典郎) 麦ですか。麦は。

○5番(中瀬 信之) どんな種類の麦を使われておるんですか。

○教育長(山口 典郎) ちょっと麦はわかりませんが、種類はわかりませんが、三重県産の麦ということです。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬信之君。

○5番(中瀬 信之) 給食を取り扱うということであれば、中身についてもきっちりと把握していなければならないと思います。米飯に混ぜる麦は、基本的には大麦を混ぜる。小麦じゃないですね。大麦を混ぜて、三重県の大麦の生産なんて、ごくわずかです。玉城町ではたぶん大麦はつくってないと思います。そういうことも、いろいろ考えて、玉城町の歴史背景をどのように、今後につなげていくかということが大事だと思います。

それから、子どものアンケートと、今、言われておりますが、アンケートは、私は非常に大事なことだと思っていますが、ただその内容によると思います。玉城町は例えば、米の産地で、今、消費低迷が続いておる。食文化の中で、日本食ということ、町としても進めていて、その中で子どもたちに将来の健康嗜好ということも含めて、米飯化ということ、玉城町として進めたいんだということが前提にあって、米飯化はどうですかという質問があれば、その辺はまた違った回答になろうかと思いますが、ただ、

今、どっちがいいですかということだけでは、現状ということになるかと思いますが。

何遍も何遍もこの質問をするというのは、何遍いっても聞き入れないというところがあるので、何遍もするわけです。そういうことで、この問題については、町長、玉城町の米の生産とか、子どもの食文化、いろんなことも考えて、米飯化ということは、私はまた検討されたほうがいいんじゃないかなと思っております。よく、米を使ったらいいやないかということで、米粉を使ったパンを使ったらええやないかということが、よく言われています、町内産を使ったらとか。

そのことについても、ちょっと調べてみましたら、米は例えば粒で食べる。それを粉にすると、粉食といって粉になります。そうなってくると、消化吸収が非常に早いということから、例えば食べ物によって血糖値が急に上がったり、インシュリンの弱い日本人には適さない。いろんなこともデータとしてはあろうかと思うんで、米粒を食べることを今後、教育長はせんと言いましたが、町長はそういうことを検討される気はありますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはり子どもたちの考え方は、やはり尊重していくべきだと思っていますし、それよりも、何よりも一番この今の社会で乱されておるのが、よくテレビ番組でもグルメとか、いろんなことでの、それが非常に人気番組になっておりますけれども、学校現場やいろんな今の社会現状の中では、子どもの時代から飽食でありますから、私らの生まれた時と違って、それで、肥満で脂肪の取りすぎから、高血圧とかいう子どもたちがいるんです。

それで、ご承知のように、沖縄がかつて前にも言いましたけれども、全国一の長寿県でありました。今、下がってきています。長野県が、過去ワーストがトップになっていますわな。そういうことで、町としても子どもたちのことも、あるいは大人の方々の健康づくりというのに、これは徹底して取り組んでいきたいということで、既にご承知いただいておりますけれども、非常にこれでもかというぐらい、いろんな講座も設けて開催をさせていただいております。

そして、また乳幼児の段階から保健師も出向いて、いろんなそういう管理栄養士も指導にあたらせていただいておりますということで、しかし、なかなかこれは難しいです。個人の嗜好でありますから。そういうところでのやはりまずは家庭で、そういうことに十分認識をしていただく、乱れた食習慣ではなくて、そういうバランスのとれたものを、是非、毎日の食事の中に入れていただく。そういうことは勿論、運動もそうでありますけれども、そういったことを徹底して、やはりこれから取り組んでいくことが、一番大事ではないかなと、こう思っています。現場では、そういうことが起こるということです。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 一般の町民の皆さん方には食育ということで進めていくのは、勿

論であります、子どもたちは出されたものを食べるしか現状ありません。学校給食は先ほども言いましたが、年間の約17%程度しかありません。このことについては、町長が平成27年度は100%でいくといえ、もうそれで直ぐ済むことですが、そのことがなかなかできないと。子どもたちのことを、いろいろ考えて、いろんな全国各地で取り組みをされているところがあります。教育長は三条市と言われましたので、三条市の考え、一遍聞かれたらどうでしょうか。一遍行かれて、報告またしていただくと、ありがたいなと思いますので、この米飯の消費拡大と、食育ということについては、将来増やせるのいいことではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2点目の質問であります予防接種率や健康検診の向上政策、これも元からいへば、食が絡んで、こういう状態になってきているのが、大きな要因ではないかなと思ひます。飽食の時代と言われる中で、体脂肪が増えたり、いろいろなことをして行く中で、人の体が弱ってくるということがありますが、行政が行っておる予防接種とか、健康検診について、充実すること。また率を伸ばすことによって、一人ひとりの町民の健康意識を高めていくということが大事ではないかと思ひます。

町長があっちこっちで、よく言われておりますが、平均寿命と健康寿命、これ以前は平均寿命だけが表に出て、健康寿命ということは、なかなか表に出てこなかったと思ひますが、最近はこの健康寿命という言葉が、よく耳にするようになってまいりました。日本の平均寿命というのは、男性が約80歳ぐらいになってきております。女性ですと86歳、そのうち健康寿命といひますと、男性だと70歳、女性ですと73.6歳っていうんですか、そういうところになってきておる。

健康である期間が、男性では約9年、女性では約13年ほどになってきておると。この健康寿命と平均寿命の差が縮まれば、より健康でいられる期間が多くなって、町としても非常にありがたい。医療費や介護給付費などを削減することもできるし、要はお金がかからない町政ができるんじゃないかなと思ひます。また、平均寿命と健康寿命の差が増えれば、今、言った反対にかかるお金が多くなるということでもあります。

このような中で、玉城町が第5次総合計画等にも書いてありますが、予防接種率や健康検診率という目標が上がっておりますが、なかなかこのことが達成されないのが現状であると思ひます。町長においては、健康に関しては政策の中心的なことだと思ひておりまして、平均寿命と健康寿命の差が縮まることについて、どのようなことをすれば、縮まると考えておるのか、お伺ひをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） もうほとんどの方々が、この頃、テレビから新聞から、いろんな情報から、いかに健康で長生きできるかというものが溢れておって、皆さんもうどうしたらいいかというのは、よくわかって見えるんやけど、なかなか実行できないというのが、今の実態だと思ひています。つまり先ほども答えさせていただきましたように、次から次へとおいしいものが、ドンドン画面で流れてきて、つい口にしてしまうという、

これが今の社会現象であります。

ありがたいことに、確か11月23日でございました日経新聞の一面に、玉城のデマンドバスを活用しての利用者の方で、どうも医療費が削減されてきとるのと違うかという報道もいただいたりしておりますけれども、やはり運動と食事と、そして睡眠と、こういうことが大事だと、よく言われております。

それをどうしたら、皆さん方にご理解いただけるかなということで、誰でもそうですけれども、健康な時にはなかなか病気のことやら、あるいは健康に強い主張というようなことは、気付かないわけでありまして。自分がいったん体調を崩したり、身内がそういうことになりますと、注意せないかなということになって、しかし、ありがたいことにこの間も、中瀬議員も走ってもろてましたけども、マラソンやウォーキングや、いろんなスポーツ活動が随分盛んになってきました。ご自身で健康管理をしてくれる人が本当に増えてきまして、ありがたいことだと思っています。

したがって、いろんな工夫をして、受診率を上げる工夫を、ドンドンさせてもらいたいと思っています。だいた、健康しあわせ委員さんの活動とか、いろんな講座も、あるいは全国でも有名な方もお越しをいただいて、お話を聞かせていただいたりとかいう機会を設けさせていただいておりますので、いろいろ工夫して、町の皆さん方が健康で暮らせていただけるような、そういうところに力を入れてまいりたいと思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） ちょっとこれ忘れておったかわかりませんが、予防接種率や健康検診率ということを上げることができれば、平均寿命と健康寿命の差が縮まると考えておられますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 予防接種や検診の受診率を上げると、それはまあまあ健康寿命が長くなるということは、これはそうなるのではないかなと思っています。つまり早期発見、早期治療ということは、盛んに言われておるわけですから、それを是非、理解をしていただけるように、これからも工夫していきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長が言われたように、その通りであると思えますけどね、健診とか、予防接種をきっちりして、普段からの体の管理を十分にしていけば、健康でいられる年齢が伸びるという可能性はありますよね。健康寿命も平均寿命と同じように伸びて、どんどん縮まればいいと考えております。

そこで、玉城町の現状、健診率、がん検診率ということを伺います。現状の率というんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 予防接種の受診率の関係で、高齢者のインフルエンザの予防接種と肺炎球菌ワクチンの接種率ということで、お答えさせていただこうかと思っ

ております。高齢者のインフルエンザの予防接種でございますけども、25年におきましては、53.5%ということになってございます。対象者3,568名に対して1,909名の方が受けていただいておりますというところでございます。

それ以前、ちょっと24年辺りまでは、国全体でも出ておりますので、その辺りと比較させていただきましても、国の24年度におきましては、49.6%ということが出ておりますので、同じ24年でいきますと、玉城町の場合は52.9%ということで、国平均より上回っておるという状況でございます。

また肺炎球菌ワクチンにつきましては、25年度で160名の方が受けていただいたというところで、対象となります年齢層の方が割りますと、4.4%という格好になってございます。ただ、この肺炎球菌ワクチンの接種者につきましては、ちょっと今、過去を見させていただいておると、隔年で多かったり、少なかったりということになってございまして、24年度につきましては、54名の方ということで、かなり少ない格好になってございます。この率につきましては1.6%弱という格好になってございます。

それから、がん検診でございます。がん検診につきましては、国の方でがん検診の受診率が50%ということで、目標は立てられてございます。それにつきまして、玉城町の現状でいきますと、胃がんにつきましては、25年で8%、肺がんにつきましては13.7%、大腸がんにつきましては18.6%、子宮がん・乳がんにつきましては、子宮がんが46.1%、乳がんについては40.6%という格好になってございます。

あと、これかなり低いように思われるんですけども、全国平均いたしますと、胃がんのほうが全国で9%ということになってございます。肺がんについては17.3%、大腸がんにつきましては18.7%、子宮がんにつきましては23.5%、乳がんにつきましては17.4%ということで、乳がん・子宮がんにつきましては、大幅に上回っておるとなっております。

胃がん検診集団につきましては、無料化させていただいております。あとは乳がん、子宮がんにつきましては、無料化をさせていただいておりますところを見ますと、乳がん、子宮がんにつきましては無料化による効果というのが出ておるのかもわかりませんが、胃がんも同様に無料化をしておりますけども、率的には全国平均よりも下回っておるという状況でございます。

○5番(中瀬 信之) 特定検診率については。

○生活福祉課長(中村元紀君) 特定検診の率でございますけども、25年度の段階で、玉城町が46.7%ということになってございます。これは三重県内でいきますと、3番目に高い数値となっております。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬信之君。

○5番(中瀬 信之) 健康については、以前にも町長と一緒に視察に来ていただいて、佐久市、白馬村へ行って、こういう健診については、長野県は有数の県である。健診やそういうことを増やしていくことによって、最終的には医療費が安くなったというよう

なことが言われておって、わが町においても、しあわせ委員さんをつくったり、いろんなことに今、発展していると思いますが、現状、今、聞いた数値が、平成 27 年度が目標達成年度であります。それに向けて達成できそうなのか、どうかということと、例えば達成できなければ、どのような理由が考えられるのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 目標数値ですけれども、いずれも高うございまして、なかなか目標に到達することは難しいかなというのが現状でございます。ただ、がん検診、今、申し上げました数値でございますけれども、これにつきましては、町が行っておるがん検診の部分でございます、それ以外に一般の保険を使われて受けておられるがん検診等が含まれていないという部分もあるわけですけれども、住民の方の意識というんですか、その辺りを引き続き啓発していくしかないかなと考えてございます。その活動につきましては、しあわせ委員さんとの協力等も含めた中で、今後、活動していきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 5 番 中瀬信之君。

○5 番（中瀬 信之） 目標を設定して進めているということもありますので、大きく目標は達成してないところについては、何か手を打たないと、前段の議員も言いましたが、後期総合計画にも反映できないと思うんです。このことが上がらないと、最終的には玉城町の町長が言われたように、医療費の削減もなかなかほど遠いところになるのと違うかなと思いますので、その対策というのですか、そういうことをしっかり立ていただいて、後期の総合計画にも設定いただきたいと思っています。

それと、町民一人ひとりが自分の健康を守って、生涯にわたって健康な生活を送るために、保健予防活動を推進する、当町独自の健康増進計画というのをつくるのが望ましいのと違うかなと思っています。これは白馬村を伺った時にも、その時にはもう作成がされておって、事細かくその村の状況が出ていました。どういう状況で、この村が推移しているかということでもあります。

玉城町においても、そういう計画を、今後つくって、一人ひとりの健康状態を、町として把握していくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村元紀君） 健康増進計画につきましては、今、内部的に作業を進めておりました。26 年度からの計画ということで、内部的には進めてはおったところでございますけれども、国保のデータベースシステムの活用によりまして、詳細な分析ができるという部分が、国保のデータベースシステムによりまして、詳細な分析ができるという部分が出てまいりましたので、それにつきましては、全国的に比較ができるということのシステムが出てまいったということもありまして、今度の次期の後期の総合計画、28 年以降の計画に合わせて、策定をしていこうかということで、今ちょっと作業のほうは止めてある状況でございます。

内容的には今も引き続き健康しあわせ委員会等でも、ワーキング等も設置しまして、内容を検討しておるような状況でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 先ほども言いましたが、長野県を視察した時に、いい見本がありましたので、参考にされるといいかと思いますが、参考にされますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 計画もなんでも大事なんですけども、なかなか現実には計画をつくっても、そのようにうまく進まないのが現状、実態でございます。個々のやっぱり自覚であります。今日、いついかに検診車が来ますから来てくださいよとか、あるいは健康講座がありますから出席してくださいよとか、いろんなことは働きかけは盛んにやらせてもらっていますし、これからもやっていきますけども、なかなか応えていただけないというものも実態としてあるということなんです。

したがって、それではいけませんので、要はいかに行動を起してもらおうかと、よく行動変移を自分で自覚して、行動を起してもらおう。その工夫をやっぱり考えて、実践をしていく、実行をしていくということが要るなと思ってしまして、今年の5月から各自治区もほとんど回ってきましたけども、その時にも健康のことを、是非お願いしたいという働きかけはさせていただいていますけれども、データを見ますと、地域の中でも熱心なところ、あるいはそうでないところ、あるいはサロン活動をやっていただいているところ、いろいろありますもんですから、特にまだまだそういう取り組みをしていただいているところも見受けられますもんですから、そういうところへ職員みずから出向いて、そして、お願いをしているということ。

そして、地域の中でどの方が健康しあわせ委員さんを、更に増やしていくような形になりますけれども、協力をいただいて、そして、みんなで健康のことを考えていこう、あるいは家族のことも、やっぱり考えていこうということの町をあげての取り組みに、これからもいろいろ工夫をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 最後になりますが、町民の皆さん方に、このことを進めていくのは、非常に難しいことだと思います。これは当たり前のことです。それが、うまいこといかんから、現状のようにいつまで経っても、目標が達成されない状況にあらうかと思っています。そのためには、やはり計画をきっちり立てなければならないと思います。計画というのは数字だけじゃなくて、誰がどういう目的をもって、このことに取り組むんだという具体的なところがないと、計画書にはならないと思います。ただ数字を並べるだけではだめですね。その数字をするために、職員がどういう動き方をするんだということを含めた計画書、健康玉城版の健康増進計画というのにならうかと思いますが、それが総合計画上で表せるように取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 行政というのは、やっぱり限りがありますから、それは町民の皆さん方のために、一生懸命で精一杯やるというのは、私たちの努めでありますけれども、やはり個人が自覚をしてもらう、自助そして共助、そして公助、こういうことのやっぱり連携をしっかりしていかないと、なかなかいかんなど。したがって、そういう工夫を是非、これからも精一杯やっていきたいと思っております。

○5番（中瀬 信之） もう一遍すいません。まだ時間があるんで、よろしいですか。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長が言われるのは勿論であります。そのことはわかっておいても、なかなかできないというところがあるかと思っておりますので、常に前を向いて、町長がよく言われるように、その背景には最終的には医療費の削減があって、玉城町の財政が良くなるということを、再三言われておるわけですから、そういう背景がある以上は、この取り組みが達成されないと、だめなんですよ。そのための目標があるわけですから、最終的には玉城の財政、町民の財産を守るという意味からも、この健康ということについては、強い意思を持って取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（風口 尚） 以上で、5番 中瀬信之君の質問は終わりました。

閉議の宣告

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

明日 12 日は、午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後3時10分 散会）